

1. 令和3年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和3年9月17日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第73号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第74号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第75号 郡上市押印等を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程6 議案第76号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第77号 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第78号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第79号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第80号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第111号 第2次郡上市総合計画基本構想の改訂について
- 日程12 議案第112号 郡上市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程13 議案第114号 財産の取得及び処分について
- 日程14 議案第115号 財産の取得及び処分について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人

13番	田代はつ江	14番	兼山悌孝
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	古田年久	市長公室付部長	河合保隆
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
教育次長	佃良之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪一久	議会事務局 議会総務課 課長補佐	松山由佳
議会事務局 議会総務課 主事	恒川祐輔		

◎開議の宣告

○副議長（森藤文男） おはようございます。議員各位には出務、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、10番 山川直保議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いをいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○副議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には4番 田中義久議員、5番 蓑島もとみ議員を指名いたします。

◎一般質問

○副議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 田代 はつ江 議員

○副議長（森藤文男） それでは、13番 田代はつ江議員の質問を許可いたします。

13番 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） おはようございます。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問3点は、6月議会に向けて準備をしてきたものですので、その後の動きがあったと思いますので、ひょっとして、浦島太郎のようだと思わないようにして御答弁を頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

また、3番目の質問は、初日に18番議員がされた質問と全く同じものです。せっかく温めてきた質問ですので、時間があれば、私の思いだけ話させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは最初に、応援特産品小包ということで質問をさせていただきます。

新聞にこんなことが書いてありました。

大学進学で上京した数十年前のこと、公衆電話で実家に連絡をしたとき、十円玉が次々と落ちる速さに驚いた。実家からの小包が発送から到着まで何日もかかったことにも閉口した。身近なことに故郷の遠さを実感、と同時にありがたさも感じていた。今年の夏、帰省したくてもできなかった人たちは望郷の念を強くしただろう。

ということで、コロナ禍にあって望郷の念を強くした人がなんと多いことだろうと思っております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止で帰省自粛の学生に町の特産品を届けてあげたいという事業が話題になっております。

北海道の羅臼町では、帰省自粛を強いられた学生に町の特産品をプレゼントされ、大変喜ばれたそうです。今年4月末で受付を終了し、65件あった希望者全員に既に発送を済まされたということです。

おうえん特産品小包と称し、対象は市外で暮らす市出身の16歳から30歳の高校生や予備校生、専門学校生、大学生の本人または家族からの申込みに対応されたそうです。

プレゼントの内容は、例えば、羅臼昆布ラーメンや鮭、ふりかけ、レトルト食品など常温保存でき、一人暮らしの学生でも食べやすい羅臼特産の加工品約4,000円分で、市内の業者から市が商品を買上げ、梱包、発送されたそうです。

受け取った学生からは、感謝や喜びの声が届いたということです。

市では、地元を離れ、不安を抱えて暮らす学生に対し少しでも応援になればとしてみえますが、我がふるさとにも多くの特産品があります。市内の業者の応援にもなると思いますが、コロナ対策としてこんな企画を考えられたらいかがでしょうか。

なお、郡上市では、郡上市特産品消費拡大事業として、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市特産品製造業者、土産物等の小売業者に事業継続を支援してみえることは承知しております。

ここで、もし応援するとしたら、どんなものがあるのかを教えてくださいたいと思いますのでよろしく願いいたします。

なお、この質問は2つに分けておりますが、一度に全部やってしまいたいと思いますので引き続いて質問を読ませていただきます。

また、市としては議会提言に基づき、市長からの応援メッセージとともにふるさとを離れている学生らに給付金を支給してみえます。

ここで、市長さんからの応援メッセージのほんの一部ですが、抜粋をしたいと思います。

アルバイトの減少で生活に不安を抱えておられていたり、友達とも十分に交流できないなど、今までの生活が一変し、不安やストレスも多いことと感じます。厳しい状況下で懸命に学ぶ皆さんを応援する目的で給付金を支給させていただきます。

ということで、皆さんには貴重なお金が届けられ、これも大変喜んでみえるということをお聞きしております。

困っているとき、また寂しい思いをしているとき、郡上市の優しさを届けることは、ふるさとを遠く離れて暮らす若者に大きな勇気を届けることになると思います。

ふるさと郡上を忘れないためにも、そして、郡上市へ若者に戻ってきていただくためにも大切な事業だと思いますので、おうえん特産品小包という事業に対する市としての考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（森藤文男） 田代はつ江議員の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） 失礼いたします。私からは、御質問の新型コロナウイルス感染症対策における市特産品の活用について、お答えをさせていただきたいと思います。

昨年度、郡上市観光連盟では、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、売上げが減少している郡上の特産品を取り扱う事業者の事業継続を支援し、また、今後の誘客に必要な情報を収集することを目的に、郡上市特産品プレゼントキャンペーンを実施いたしました。

郡上でお買物をしていただきながら、さらに郡上の魅力を体感し、次の来訪や商品購入につながるこのキャンペーンには、市内の56の店舗が参加をしていただきました。

商品としては、郡上の特産品詰め合わせや郡上の地酒とおつまみセット、それと、郡上のスキー場リフト券1日ペアチケット、これらを合わせて1,460セット用意をいたしまして、5万1,939件の御応募を頂いたところでございます。

商品の内容は、ふるさと寄附の返礼品を参考に、市内で加工生産され郡上市内の観光事業者が取り扱っている地酒、ハム、乳製品など、郡上の逸品と言える特産品を選定いたしました。

さらに、昨年度からの繰越事業にはなりますが、郡上市新型コロナウイルス感染症対応医療従事者応援事業につきましても、天然鮎セット、木のぬくもりセット、郡上本染めセットなど、郡上市で作られている特産品をカタログギフトとして提供をさせていただいているところでございます。

また、本議会におきましても、補正予算で今ほど言われました郡上市特産品消費拡大事業を上程させていただいたところでございます。この事業も郡上の特産品を取り扱う事業者の事業継続を支援するとともに、仮称郡上検定と銘打ったクイズにより、楽しみながら郡上の魅力を知っていただき、ポストコロナにおける効果的な誘客と、将来旅行消費額の増加につながるためのデータを収集するキャンペーンでございます。

郡上市では、市内で生産されているお米、鮎、野菜、ジビエ等の素材、そしてハム、鶏ちゃん、みそ、しょうゆ、乳製品等の食品、また、積み木、時計、プラスチック製品等の工業製品、さらには郡上紬、郡上本染等の伝統工芸品などをふるさと寄附の返礼品として活用しており、他市には

ない郡上市独自の魅力として好評を得ております。

今後におきましても、商工観光部と郡上市観光連盟が協力をいたしまして、これらの特産品を郡上の魅力として活用をすることで、事業者の支援とポストコロナの効果的な誘客を両立させていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（森藤文男） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 先ほど田代議員も御紹介されましたが、昨年度、新型コロナウイルス感染症拡大により、学生生活への制約や不安を抱えて修学する高校生、大学生、専門学校生等の皆さんを対象に、支援、激励する目的で給付金を支給させていただきました。ちなみに高校生等718人、大学生等が916人、合わせて1,634人、総額2,550万円の給付金を支給させていただきました。

そして、議員もおっしゃいました応援メッセージですが、ふるさと郡上の人々の心に流れる凌霜の心、不屈の精神ですとか、人や自然の恩恵に感謝するおかげさまの心、こういう凌霜の心についても記しまして、コロナ社会を生き抜く強い気持ちで学生生活を送っていただくよう、市の思いを込めて激励をしたというものでございます。

今後の考え方でございますが、現在、コロナの影響によりまして11月に再延期とした令和3年の成人式、控えておりますし、また、年明けには令和4年の成人式を控えております。学生さんの意見を聞く機会もありますので、コロナを取り巻く状況も変わってきていることもありまして、まずは参考として、そういう成人式などを利用しながら今の学生さんのニーズを把握したいと思っております。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の今後の状況などを見ながら、議員が事例として取り上げられた、羅臼町のような特産品を活用した支援策の必要性等を含めて、学生に対する再度の応援をまた行うかどうか、検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(13番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ありがとうございます。

これはもう、既にいろいろやってみえることですので、ありがたいと思っております。市長さんのメッセージとともに送られたお金というのは、大変学生さんたちにとってうれしいものだったとは思いますが、さらに、特産品ということで、私は、困っているときに何かを、本当に、ふるさとからのこういうものをもらったというのは、生涯心に残って、そして郡上に帰りたいと思うようなことにならないかと、そういうことを思いますので、お金とは違った、また、特産品のプレゼントということも考えていただきたいと思います。

羅臼町は、郡上市と違いまして小さいところですので、こういうことも簡単にできる地域だと思います。郡上市では大勢の方がみえますので、なかなかこの応援事業も大変だとは思いますが、

いろんな意味にもおいて、こういうことにも取り組んでいただきたいと思いますのでどうかよろしくお願いをいたします。

それでは、2点目に入りたいと思います。

誰もがICT活用できる社会にということで、質問をさせていただきます。

コロナ禍により、家族や友人とオンラインで会話したり買物でキャッシュレス決済を使ったりするなど、生活の様々な場面でデジタル技術を活用する機会が増えました。特に、若者の間ではデジタル技術の活用には目をみはるものがあります。私たち団塊の世代の者から見ると、一々買物をするとき、財布からお金を取り出して支払いをする、そんな感じなんですけども、いわゆるIT用語とは縁遠い団塊の世代にとってはちんぷんかんぷんのことが多いのが現状であります。しかし、デジタル化に当たっては、誰もが恩恵を享受できる社会を築かねばならないと思います。

政府は社会のデジタル化を進める施策として、デジタル庁の創設や自治体の基本システムの統一、標準化、マイナンバーカードの普及などに積極的に取り組んでみえますが、大切なことは、高齢者、障がい者、外国人、生活困窮者、中小規模事業者などが取り残されることのない配慮が必要だと思います。

総務省の調査によると、13歳から59歳までは100%近くがインターネットを利用しているが、高齢者ほどその割合は低くなっております。社会のデジタル化を進める上で、高齢者をはじめデジタル機器に不慣れな人に対する手だてを忘れてはならないと思います。

ある日の中日新聞に、作家の朝井リョウさんが携帯電話をスマートフォンに機種変更した際の悪戦苦闘ぶりが書かれていました。お店の説明が皆目分からなかったそうです。

「知らない単語に戸惑い続ける私に向かって、お姉さんは説明を畳みかけてくる。もう帰りたくなっていた。だって、分からないのである。つらい、とてもつらい。私はただ、電話とメールができればいいのだ。」こんな記事がありました。

この記事を読んで、スマートフォンに機種変更で、少なくとも私たちより若い世代の朝井さんでさえ苦労してみえるのなら、と、少し私も安心しました。

ここでお聞きします。市では、デジタル化に当たっては、スマートフォンの扱いに慣れていない高齢者への配慮を今後考えてみえることがあるか。まずは、高齢者に向けた視点に立ってお答えを頂きたいと思います。

○副議長（森藤文男） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） お答えを申し上げます。

総務省が作成しました令和3年の情報通信白書によりますと、スマートフォンやタブレットの利用状況について、全世代を通じては、よく利用している、あるいは時々利用しているという回答が合計が77.8%と高い数字になっております。

それを年齢別に見ますと、18歳から29歳では98.7%、利用率がほぼ100%に近いのに対し、年齢が上がるにつれて利用率は低下し、70歳以上では40.8%にとどまっています。70歳以上の方がデジタル機器を利用しない理由のうち、多かった回答は自分の生活に必要なと思っていないからや、どのように使えばいいかわからないから、あるいは必要があれば家族に任せればよいと思っいるから、というものであります。

そうしたことから、本市におきましては、高齢者の皆さんがスマートフォンの扱いに慣れていただけるよう、生涯学習講座の一つとしまして、高齢者向けのスマートフォン講座を今年3月、既に開催をしておりますけども、1回目を。コロナ禍としては多くの受講者が申し込まれました。

このような講座の今年度の開催につきましては、コロナの感染拡大の防止の観点からこれまで見合わせておりましたが、現在のところでは、10月に2日間で4回の開催を予定しているところですので、御受講いただければと思っております。

また、市内の各種団体におきましても同様の講座を開催しておられます。例えばシニアクラブ連合会では5月に1回、八幡町の川合公民館においても5月から6月にかけて3回にわたり高齢者のスマホ教室を開催されておりますし、高鷲地域協議会においては10月から一定期間、定期的に高齢者のスマホ教室を開催されるというふうに向っております。ほかにも、大手携帯電話の市内販売店におきましても、スマートフォン教室を随時行っておられるところもありますが、市としましては、今後も生涯学習講座をはじめ各種団体等の協力も得ながら、スマートフォンを利用したいが操作が難しいとか、近くに相談できる人がいないなど困っておられる高齢者の皆さんをサポートしていきたいと考えております。

このように、インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のことをデジタルディバイドと言いますが、行政のデジタル化を進めるに当たっては、まずは、各種手続におけるオンライン申請などが多くの市民の皆さんに御利用いただけるよう、こういった講座や教室などを通じてデジタルスキルの底上げに努めて、こういったデジタルディバイドの対策を図っていく。一方で、オンライン申請などを、どうしても利用できない方々が取り残されないようにすることも大切です。

このため、従来のおり、窓口での紙ベースの申請受付などにつきましても継続していく必要があると思っており、市として、社会全体の中でできることは限られているかもしれませんが、何でもかんでもデジタル化すればいいということではなくて、デジタルとアナログのバランスをよく考えて進めていかなければならないと考えております。

(13番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） いろいろやってみえるということで、これは、私がこの質問を用意したと

きからの時間差で大分進んでいると思えました。今後はアナログとデジタルを両方きちんとやっていただくということで、少し安心をしました。

しかし、今後は行政だけではなくて、医療や教育などあらゆる分野でデジタル化が進むと予想されています。

ちなみに、政府が出しましたデジタル改革の主なスケジュールというのを少し見てみたいと思えますけれども、この2021年の9月1日にデジタル庁が発足しました。10月にはマイナンバーカードの保険証利用が本格スタートするということで、12月末まで、デジタル庁が重点計画を作成するという事です。また、22年度中には給付金の受け取りに使う預貯金口座の事前登録制度が開始をされるそうです。また、22年度の年度末にはほぼ全ての医療機関でマイナンバーカードの保険証利用が可能になるということです。また、24年度末までにはマイナンバーカードを運転免許証と一体化する、そして、25年度末までには自治体を使う情報システムを標準化していくって、そういうデジタル改革の主なスケジュールが出ておりましたので、これはやはり行政だけではなくて、高齢者に限らず、本当に、これからこういうことを勉強していくということは大切なことだというふうに思いました。

デジタル機器やサービスをうまく活用できないと、日常生活で不便を被りかねることになると思います。ここで重要となるのが、一人一人が最低限度の情報通信技術を活用できる環境ができる具体的な取組を推進することだと思いますが、市として、誰もがICT活用できる社会にも目指すデジタル化をどのように今後進められるかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（森藤文男） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 国におきまして、昨年12月に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、御指摘のとおりデジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、副題としまして、「誰一人取り残さない」「人に優しいデジタル化」をビジョンとして掲げられております。

また、この基本方針を踏まえた国や地方のデジタル化指針を盛り込むなど、デジタルガバメントの取組を加速するために策定されましたデジタルガバメント実行計画では、社会全体のデジタル化を進めるに当たって、デジタル技術の利活用により、年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由などを問わず、誰も取り残さない形で全ての市民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせていく環境の整備に取り組むことが必要であるとしています。

社会全体にデジタル化の定着を図る観点では、使い勝手のよい機器やシステムの開発が必須ではありませんけれども、それらは技術の進歩とともにますます普及が図られていくのではないかと考えられますので、情報通信基盤を整備している本市としましては、まず第一に、常に安定した通信環境を市民の皆様にご提供できるよう取り組んでいくことが大切であると考えております。

そういった中でも、誰もが使えるデジタル技術に向けました本市の取組もしておりますので一例を申し上げますと、現在公式ホームページによる様々な情報発信を行っておりますが、閲覧いただいている方の理解できる言語により情報が得られないといった格差を解消するため、100を超える言語による表示を可能としておりますし、また、掲載されている情報の音声による読み上げ、振り仮名の表示や拡大表示、文字や背面の色によって分かりにくい方のための配色変更といった機能を新たに追加するなど、様々な皆様の状況に合わせて御利用いただけるよう、機能アップを図っているところです。

このほかにも、市からの行政情報などを郡上ケーブルテレビのデータ放送においても発信することにより、スマートフォンやパソコンを使用しておられなくても使用されている方と同様に市の情報が取得できるようにするなど、情報通信技術を使ったサービスが皆様にできる限り均等に受けていただけるよう努めているところでございます。

また、世代別のサポートとしましては、高齢者等については前の質問でも回答したとおり引き続き講座等を通じてサポートしてまいりたいと考えますし、若年層の、特に子どもたちにおいては、現在小中学校において児童生徒一人一人がタブレット端末を利用できる環境整備がなされており、こうした端末を授業等の中で活用することにより、本当に若いうちからデジタル技術に慣れ親しむ環境が整ってきているのではないかと考えております。

今後は、国の方針のとおり様々な分野において一層のデジタル化が進められていくことになりますけれども、行政の分野では、総務省による自治体DX推進計画に基づきまして全国の自治体が足並みをそろえつつ、行政手続のオンライン化などに取り組んでいくこととしておりまして、現在は国や県の動向を注視しながら具体的な内容について検討を進めているところでございます。

デジタル化は、デジタル技術を活用して私たちの社会の課題を解決し、市民の生活を豊かに、安全に、便利にすることが大きな目的だと考えておりますので、その恩恵を一人でも多くの市民の皆さんが受けていただけるよう、国や全国の先進自治体の事例等も参考にしながら、誰一人取り残さないデジタル化の実現に向けまして取り組んでまいりたいと考えておりますのでお願いいたします。

(13番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ありがとうございます。若年層については学校等で若いうちからそういう環境に慣れるということで、一生懸命勉強をしてみえますし、子どもたちを除いての若い人たちは、どこで覚えてきたのか分かりませんが、本当によく駆使をしてデジタル機器を使っています。今、質問もしましたし、おっしゃったように、高齢者が一番の、私たちを含めて高齢者が一番の問題だと思いますので、どうか誰もが取り残されない、そういうデジタル社会をつくっていくことで、一層の御努力をお願いいたしまして、みんなが恩恵を受けられる社会になるよう、

よろしくお話をしたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思っております。

この質問は、冒頭に申しましたように、初日に18番議員がされましたので、ほとんど同じですけれども長いこと温めてきた質問ですので、私の思いを話させていただきまして、若干違う部分の答弁をお願いしたいと思いますのでよろしくお話をいたします。

新型コロナウイルス感染拡大を防ごうと、昨年実施をされたある地域で、一斉休校を機にオンラインによる遠隔授業が注目されています。もともとは、できなくなった対面授業の代わりにと導入されたものですが、不登校の子どもの学習支援になると大変期待が高まっています。

感想として、「オンライン授業楽しかった」「久しぶりに同級生の顔を見たよ」学校再開から1か月余り過ぎた7月、普段から多くの不登校の子と接してみえる臨床心理士のある先生は、うれしそうに話す中学生の姿に目をみはったと話されていました。多くが1年以上学校に行っていない子どもたちだそうです。

これは昨年の休校期間中、教師がウェブカメラに向かって授業をするオンライン授業をスタートさせた学校の話です。自宅にインターネット環境がない子どもが1割弱いたが3密を避けて登校してもらうなど工夫をし、4月下旬には市立の小中学校全校で実現したそうです。

最初にお聞きします。郡上市内の小中学校では現在、学校へ行けない児童生徒はどれくらいあるのでしょうか。また、学校として、その児童生徒とはどのような間隔で連絡を取り合ってみえるのでしょうか、という質問を第1点に取り上げておりますが、この人数につきましては先日お話になりましたので、それを除いたこととお話をさせていただきたいと思っておりますし、また、どれくらいの間隔で連絡を取り合ってみえるのかということに続いて、連絡を取り合ってみる児童生徒と話をすることで、学校へ行けない理由が見えてくることもあると思っておりますが、もし、お話しできる範囲でお聞かせいただければありがたいと思っております。

全国不登校新聞社の編集長は、コロナ禍の長期化で、子どもたちの心にストレスがたまり続けている。学校に行くのがつらい、子どもにとって夏休み明けの前は、学校に行って苦しかったことをより鮮明に思い出し、恐怖感が増していく時期だそう、と、そういうふう指摘をされております。学校へ行きたくないという訴えは、命に関わるSOSだと、そういうふう強調してみえますので、もしこの点で、学校へ行けない理由等がお話いただければ、少しだけ、差し障りのないところでお聞きをしたいと思っておりますのでよろしくお話をいたします。

○副議長（森藤文男） 佞教育次長。

○教育次長（佞 良之） 不登校の児童生徒の数でございますが、この間、今おっしゃいましたように一般質問の中でお答えさせていただきましたので、そちらはよろしいでしょうか。

不登校傾向にある児童、あるいは、不登校にある児童生徒への対応でございますが、一人一人の

状況によりまして、当然不登校となった要因は違いますので、各学校では個々の児童生徒の性格ですとか、現時点での本人の精神的、身体的な状況などに応じまして、教員がこの子にとって今どんな働きかけをするのがよいのか、とかいうことにつきまして、保護者とも相談しながら対応しております。一人一人対応が違うということでございます。このことから、児童生徒、あるいは保護者の方と連絡を取る間隔につきましても、それぞれの状態によって一人一人に応じて考慮しております。

大切にしておりますのは、学校とのつながりを途絶えさせることはなく、その子が登校をしたいと思っただけでも登校しよう、登校できるようにしておくこと、いうふうに考えております。

不登校とは、学校生活に対する、いわゆるすくみ、動きたくても動けないというような反応でございます。そういう程度は先ほど申しましたように、一人一人異なりますので、当然それぞれの児童生徒に応じた理解や支援の方法が必要となってまいります。単純に不登校の原因を探って、単純にそれを取り除こうとしてもなかなかうまくはいきませんので、大切なのは、その子自身が今の自分の状況を受け入れて、今自分はどうしたいのかということ、関わる大人たちが丁寧に酌み取りまして、その子自身がほんの小さなことでもいいから自分で選択し、決断して歩む一歩を見守り、支えることだというふうに捉えております。このことから、学校と教育委員会は連携しながら不登校傾向にある児童生徒へ寄り添った対応をしていきたいと考えております。

(13番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） このオンライン授業について、前に述べた臨床心理士の先生は、ふだんの教室と違い周囲の目を気にせずに済むのがよかったのではと、そういうふうに推測をしてみえますし、学校に行かないと勉強できないと、どの子も学習の遅れを実は気にしている、と指摘してみえます。また、オンライン授業が登校に結びついた例が多いとも報告しています。これは先日の答弁の中でも、郡上市の中でもこういう事例があるということ報告されましたけれども、オンラインでも参加できない子もいるのでその子に応じた方法を模索しているということです。

この学校では、昨年10月末時点で参加した子の7割が保健室や別室への登校も含めて通学をしているそうです。

国のGIGAスクール構想でタブレット端末が行き渡り、これからはいろいろな場面での活用が展開されると思いますが、ぜひ、不登校の児童生徒の学習に役立てていただきたいと思います。

学校で何をしているのかが分かるだけでも安心感は違うと思います。このことについても先日前お話になりましたけれども、いま一度、このことについて、市の今後の方向性をお聞きしたいと思しますのでよろしく願いいたします。

○副議長（森藤文男） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 昨年度整備しました、今おっしゃいましたGIGAスクール構想、それに基づきまして、タブレット端末や高速インターネット環境を整備したわけですが、こういう環境ですとか機器を生かすことで、学校に登校することに抵抗を感じている児童生徒が家庭に居ながらオンラインで学校の授業に参加をしたり、教室に入りにくさを感じている児童生徒が別室で教室の授業を参観したりすることが可能となります。

オンラインで学習を行うことは、不登校の児童生徒にとって学校に登校するよりも学びに向かいやすい面はあるとは考えます。授業の様子を画面越しに視聴したり、画面を通して学級の仲間や教師と意見を交換したり、テキストメッセージで考えをやり取りしたりすることは、こういったICTを活用すれば場所の制約を受けませんので、児童生徒が安心できる場所からそうした学びを進めることも可能ではあります。実際に、試験的に家庭と教室をオンラインでつないで児童生徒の学びの支援を行った市内の学校もございまして、児童生徒が前向きに取り組むようになった、という例もあるというふうに聞いております。

一方で、オンラインであっても教師とつながることに抵抗を感じたり、学習に気持ちが向かなかったりする児童生徒もいると考えます。不登校となった背景は、先ほども申しましたように一人一人違うため、その一人一人の思いに寄り添い、その解決に向けて取り組んでいくことが求められます。そのため不登校の児童生徒への支援方法は様々であることを十分に理解した上で、その児童生徒に最も適した方法で支援していくことが大切であると考えております。

不登校の児童生徒が、家庭や学校の別室に居ながら教育を受けるといったオンライン学習は、一見効果的であるようにも見え、もちろん先に述べましたように効果がある場合もございます。そしてまた、ニーズも多いように見えるのは事実ではありますが、オンラインでつながることが目的になってしまったり、オンラインでつながってしまったことで登校意識が逆に低下してしまったりしましては、本来の目的から外れてしまうこととなります。

オンラインで家庭と学校をつなぐことは、不登校の児童生徒のための手だての一つであると捉えまして、該当児童生徒の思いに寄り添い、保護者とも相談しながら、オンラインも含めて多様な支援方法を模索し、不登校の児童生徒が安心して登校できるように、各校と教育委員会連携して取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

（13番議員挙手）

○副議長（森藤文男） 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） ありがとうございます。この質問については、不登校の子どもさんを持つ親御さんのほうからも、こういうことをぜひやってほしいって、そういうこともありましたのであえて取り上げさせていただきました。なお、基本授業は学校で受ける、と言われましたけれども、不登校という状況に限り、また、状況を見ながらタブレットをうまく利用できるように対策をお願

いしたいと思います。

また、昨日3番議員のほうからありましたように、自宅へ持ち帰るということに対しては、先日のニュースでありましたように、タブレットのチャットを使って複数のいじめがあったと、そういうことも出ておりましたので、ここら辺も慎重にお願いしたいと思いますが、私の今回の質問では、特に不登校の子が、何とかして皆さんと一緒に、心を一つにして、学校のほうに心が向かないかと、そういうことを思って質問をさせていただきましたので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（森藤文男） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定しております。

(午前10時10分)

○副議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 兼 山 悌 孝 議 員

○副議長（森藤文男） 14番 兼山悌孝議員の質問を許可いたします。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） おはようございます。くしくも最終日ということで、私の質問の通告は大きく2つあるんですけれども、2つとも重複しておりましたので、くじ運の悪いことを嘆いておりましたが、最初の盛土についての質問は4番議員と9番議員が禅譲してくれましたので、忬度があったかどうか分かりませんが、その責任の重さを痛感しますが行いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、今年の7月3日に熱海市で発生しました大規模な土石流を基にして話を進めたいと思いますが、この土石流では30名近くの犠牲者を出しました。そして130棟の家屋が押し流されたそうでございます。

改めまして、被害に遭われました方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方にはお悔やみを申し上げたいと思います。

この熱海市での今回の災害は、梅雨前線の停滞によって72時間に500ミリを超える雨が降り続いたときに、突然、10万立方メートルに及ぶ土砂が濁流となって標高400メートルの高さから傾斜角度11度で、2キロメートル下の河口まで3分の速さで流れていったとあります。時速にすると40キロ、その高さは3メートルの高さがあったと推測されております。

最近の集中豪雨は、ゲリラ豪雨とか、あるいは線状降水帯などと新しい呼び名が生まれるほど頻繁に、そして時には想像を超えて甚大な被害を各地で引き起こしておりますが、この熱海市での災害はほかと違うところがあります。それは人工的に積み上げられた盛土が原因であったことでもあります。

この熱海市での盛土計画は2009年には15メートルであったものが、2020年になりますと50メートルも積み上げられていたそうでもあります。その中には産業廃棄物まで混入されたということでございます。そして、熱海市の再三にわたる行政指導にも従わず、そのまま放置されていたとのことでございました。まさにこれは人災と言えるもので最たるものであると思います。

くしくも国交省が、昨年に全国の大規模盛土マップをまとめ上げて、安全性の把握を計画的に進めていくよう通知を行っていたところでもあります。そんな中、このような災害が起きてしまいました。ちなみに、この国交省の発表で、大規模な盛土は全国で5万1,306か所、岐阜県は905か所、一番多い県では神奈川県、神奈川県は6,304か所、一番少ない県は山梨県で11か所であるそうです。

さて、このことを報道で知った市民の皆様方から、市や私たち議員に多くの問い合わせがありました。それは、あそこは大丈夫か、本当に盛土っていうのは大丈夫なんか、そういう問い合わせがございました。私も返答をするに、大丈夫っていいかげんな返事ができませんので、建設部へ相談に参りましたところです。

この皆様方はあの報道を見て震え上がり、そして怖くなったんだと思っております。

そこで、質問をいたします。1番に、盛土として捉える行為には、どのような種別があり、そして行われるか、そして市内にはどれだけあるのかお伺いしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○副議長（森藤文男） 兼山悌孝議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） お答えをしたいと思います。

まず、御質問にもありました盛土として捉える行為について、どのような種別等があるかという御質問でございましたが、この盛土埋立に関しましては、その行為の目的によっていろいろなパターンがあるわけですが、一般的なところで大きく分けると、公共事業等によりまして発生します、いわゆる工事の残土処分ですね、こういったものを盛土する、例えば埋立てすると。そういった場合と、あとは宅地の造成であったり、企業の敷地造成、こういった目的によって、そこを埋立てあるいは盛土すると。といったような行為が行われていると思います。

市内におきましても、これに類するものというのが幾つかあるわけですが、先ほどお話ありました熱海市の事例を受けまして、一応これまでにそういった規模であるという想定されることを私のほうの独自で確認いたしましたところ、市内には一応35か所程度はそういったような、いわゆる

工事等も含めて盛土がなされているんじゃないかというような場所についての把握だけはさせていただいている状況でございます。

(14番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。思ったより多いというか、思ったより少ないというか、その場所と形状を見てもあれですけども、35か所ということで把握されているということでひとつ安心をいたします。

それでは、その次に、その盛土行為を行う場合の法的な規制や手続、そして所管する窓口はどこであるのかお伺いをいたします。

○副議長（森藤文男） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） お答えをしたいと思います。

その盛土埋立てを行いますときの、要は規制とか、手続、窓口等ということでございますが、その行為を行う際には、先ほど申しましたように、それぞれ目的があって行うという状況になりますけど、その場合にはその目的であったり、現地の利用状況、あるいはその盛土の行為を行う面積ですね、こういったものの規模によりまして、それぞれ所管等も異なりますし、手続の内容についても幾つかあるわけでございますけど、岐阜県におきましては平成19年に岐阜県埋立等規制に関する条例、これが施行されたところでございます。

それ以降につきましては、その規模等が一定の埋立て、これを行うものにつきましては許可制ということになっております。なお、この条例につきましては、対象としましていわゆる市町村であったり、いわゆる地方公共団体ですね、こういうのであったり、地方公共団体に類する団体、例えて言いますと中日本高速道路株式会社さん等の行うものにつきましては、一定の根拠を基にやるということで、この許可の対象外となってございます。

これまで市のほうで、この施行以降で、この許可の申請があった件数は24件でございます。先ほど言いましたこの19年の施行以降ということで、私が先ほど申しました数というのは、この中の数も含めるわけですけど、一応許可の件数としては24件でございます。

この条例におきましては、土砂等によりまして3,000平米以上、これは特定事業として認める場合に3,000平米以上の区域を埋める場合には知事の許可が必要ということになっております。

また、郡上市においては自然環境保護条例の施行規則を設けておりまして、こちらによりましては宅地等の造成に当たっては1,000平米以上の造成を行う場合、この場合につきましては、市と自然環境保護協定、こちらを締結いたしまして、これに関しましては、一応所管としましては市の環境水道部の環境課が窓口になりますけど、こういった協定を基に、申し合わせをさせていただいておるという状況でございます。また、その埋立て行為が都市計画区域内である場合は、3,000平米

以上の場合、もしくは都市計画区域外ですね、この場合は1万平米以上の場合、これにつきましては「都市計画法」、これに基づきまして県の許可が必要となっております。

こちらにつきましては、その大きさ、規模によりまして、市のほうの窓口は市長公室の企画課であったり、建設部の都市住宅課、こちらのほうが一応、手続等の窓口となっております。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。やはり、ボリュームによってそれなりに基準があるんだということを分かりました。

続きまして、その盛土工事を行う場合の工法の基準や対策についてお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○副議長（森藤文男） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、その盛土行為を行う場合の工法上の基準・対策等でございますが、埋立てとか盛土を行う場合につきましては、その工法上の基準についてですが、一応、設計の要領の中に盛土の規模や、その土質によりまして一定の基準が設けられております。例えて言いますと、盛土をする高さの制限であったり、そののり面の勾配の制限、あるいは、埋立てが一定の高さを超えた場合には、その場所に途中途中に小段を設けるとか、あるいはその埋立てに対しての一定以上の高さの場合については排水に対する機能、こういったものを設けるといったような盛土の造成工事、これに対する基本的な設計が設けられている状況です。本日、資料をちょっと皆様にお配りをさせていただいておるんですが、イメージをしていただくためにちょっと簡単な図面をお渡しさせていただきます。

一般的な盛土の行為をする場合、あるいは、そういう造成工事ですね、それはどういった形かというところを少し御説明をさせていただきたいと思います。

裏表のまず1面を見ていただきますと、盛土の種類という面がございます。こちらで上段と下段、図面が書いてございますが、上段が谷埋め型、下段が腹付け型というような形で、これは上段の谷埋め型というのは、その造成なり盛土を行う地区、ここの中にある谷筋の要はくぼみ地ですね、こういったところを盛土して、いわゆる造成等を行うというような形でございます。

下段の腹付け型というのは、いわゆる斜面を全体的に造成して埋め上げる。この場合には、その下段のほうにはその土を抑えるための強固な構造物ですね、こういったものをつけて斜面を全体に埋めるといったような形が一般的な盛土埋立ての形になります。このほかには、いわゆる平坦地であっても、例えば、低い土地をかさ上げすると。そういった場合で盛土する場合もございます。

裏面を見ていただきますと、これは一般的な工法の例ということですけど、先ほど言いました谷

埋め、こういった工事をやる場合には、このような形であるというようなものでございますが、まず、上段は平面的なものですけど、いわゆるくぼみ地を造成しますと、それぞれ段差ができるわけですけど、排水も表面の排水があるというような形。下段でございますが、これは断面図になりますけど、こちらにつきましても見ていただいたように、一応、先ほど言いましたように高さによっては小段をつけると。なおかつ、その小段には表面水の処理をするというような構造をつける形。それと、当然、その盛土の規模によっては地山と盛土部分の間に、どうしても湧水なりの水が浸透するというものを要は、処理するための排水機能を設けるといったような形の工事を行うのが基本的な形になるかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(14番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 図面を御用意していただきましてありがとうございます。今、ちょっと思っただけで質問していいですか。先ほどの当初の15メートルが50メートルほどの高さがあったと。その高さっていうのは、このケースでいくとどこを計っての高さになるんですか。

○副議長（森藤文男） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） この図面でいきますと、いわゆる下の断面図を見ていただきますと、この地山の要は平たん部分な、のり先になる部分、ここと造成を上げる高さですね、こことの要は高さの差、ここの分の高さを表示する形が基本的にいい高さという表現になろうかと思えます。

(14番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。また、先ほど話しました国交省の中に、令和4年度までに計画を出せということがあると思うんですけども、どちらにしましても、行政指導というのがどこまで及ぶかということが分からないと、またどういう形になるのかなという疑問があるんですけども、その点、行政指導というのはどういう形になるんでしょうか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（森藤文男） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） ただいまの質問ですけども、行政指導という形ということでございますが、この熱海の事案を受けまして、国のほうでは8月にいわゆる関係する省庁が集まっての会議、こちらを開催されております。この中でいろいろ協議された結果で、一応基本的にはそういう対象地を調査し、それぞれ対応していくというようなことでされておりますし、現在も、それに関する調査等が各県のほうには流れてきておるものと思っております。

ただこれは、現時点では、いわゆる対象地を特定するため、このために例えば、危険な箇所という、いわゆる土砂災害の危険箇所とか、そういった部分で対象となるものがないかという、まずは

その特定のための調査を今行っているというふうに聞いてございます。ですので、これを受けて最終的には国のほうでは基本的に危険であるという場所を特定し、それに対する調査、あるいはどういった指導を対応していくかというものが今後示されてくると思われまますので、現時点でそこまでの市のほうにはお話は伺っておりませんが、今後そういったものを基に、市のほうとしましても対処する案件につきましては指導させていただき、あるいは調査、安全な管理ができるように促していきたいというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。中山間地は余計そうだと思うんですけども、やはり工事によっては、盛土なくしては工事が進まないという部分っていうのはあります。今回、盛土が危険というイメージが強く沸いたというところがあるんですけども、でも話を聞き、あるいは私が調べたところによっても管理さえしておれば、またその工法ですね、基準だけ守っておればそんなに危ないものではないとことを思っておりますので、これがやはり市民の皆様方に今度は、盛土っていうのはこういうものですよって、何かの機会につけてお知らせ、理解してもらおうと、今後の工事なんかも、またはかどりやすいような気がしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして2番目の過疎法についてを質問をいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この過疎法につきましても17番議員から質問されたところでございますので、重複することがあるかもしれませんがよろしくお願いいたします。

昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」というのが最初に議員立法で制定されてから10年ごとに改正をされて、そして令和2年度で終了した「過疎地域自立促進特別措置法」、これまでが第4次でした。今回の改定、「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」が5次となっております。前回の法の目的は、地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格のある国土の形成に寄与することとありました。今回の目的は、地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民の福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格のある国土の形成に寄与するとあります。具体的にそれではどのように変わったのか、また、過疎債に影響があるのかをお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（森藤文男） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） お答え申し上げます。

申されましたとおり、4月1日より新たに第5次となります「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。

新たな過疎法では、持続可能な社会の形成及び地域資源等を生かした地域活力の向上を理念とし

ておりまして、旧法では過疎地域の公益的機能や過疎対策の理念は法律上、必ずしも明確にされておりましたが、新法ではこれらを明確に示すために前文が設けられています。その前文の後段には、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて過疎地域における持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう全力を挙げて取り組むことが極めて重要であるというふうに記されておりまして、年々、過疎地域の状況は、人口減少をはじめとしまして厳しい状況が続く中でありますけれども、単に現状維持を目指すものではないというふうに捉えております。

加えて、法第4条において示された過疎地域の目標には移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保及び育成すること、あるいは通信施設の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。そして、地域における再生可能エネルギーの利用の促進などが新たに項目立てして示されております。

したがって、これらに基づいた市町村計画においては、新たに記載すべき項目としまして、移住定住地域間交流の促進、人材育成でありますとか、地域における情報化、あるいは再生可能エネルギーの利用の促進、子育て環境の確保といった項目が追加されておりますが、これまでも方向性としては他の項目の中にも含まれていたものを重点的に取り組むべきものとしてより明確化をされることになりました。

また、公共施設と総合管理計画との整合を図るため、施設の改修等の整備に当たっては、同計画に記載している施設の方向性などの過疎計画への転機が必須となったほか、ソフト事業については、これまではある程度の自由度がありましたけれども、今回の計画からは、将来にわたって効果が見込まれるもののみが対象となったことにより、それを担保するため事業内容欄に具体的な事業内容や事業の必要性、見込まれる事業効果などを記載することになっております。

こうしたことから、新たな過疎対策では、各分野で漫然と一律に対策を行うのではなく、基礎的な生活基盤等の向上対策は行いつつも、地域の活力を伸ばせる分野については重点的に取り組んでいくことが求められているというふうに認識しております。

なお、新過疎法による支援措置といたしましては、一昨日の一般質問でも申し上げましたハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置の継続でありますとか、事業者の設備投資に対する税制優遇措置の対象業種の追加や取得価格要件の引下げ、また基幹道路などの都道府県代行業業の明確化、それから公立小学校・保育所等における国庫補助率のかさ上げの継続などがありまして、旧法と比較しますと支援措置の継続や要件の緩和、過疎対策事業債の発行額の増加など過疎地域における支援がさらに充実したと言えるのではないかと思います。いずれにしましても、このような支援

措置を有効に活用しながら過疎対策事業を進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。今の説明の中で過疎対策事業債の発行額の増加など、いや違った、ごめんなさい、税制優遇措置の対象業種の追加や取得価格の引下げですね、この部分に関してちょっと具体例がありましたら説明を願いたいと思いますのでお願いします。

○副議長（森藤文男） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それではお答えさせていただきます。

事業者の設備投資に対する税制優遇措置につきましては、旧過疎法では取得価格の合計が所得税及び法人税の国税につきましては2,000万円、事業税及び不動産取得税、それから固定資産税の地方税につきましては2,700万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業に供した場合、建物や機械等の資産について通常の償却額に加えて、取得価格の一定割合を特別償却額としまして計上して損金に含めることができるものとなっておりますが、新過疎法の施行に当たりまして、過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するために制度の見直しが行われました。対象業種につきましてはこれまでの製造業、それから旅館業、農林水産物販売業に加えて、新たに情報サービス業等が追加されました。また、対象となる設備投資につきましては、これまでは新設及び増設ということでございましたが、資本金が5,000万円を超えるものを除きまして、取得または製作もしくは建設、建物等につきましては増改築ですとか、修繕、模様替えの工事などの取得または建設も含むというふうに、その対象が拡充されております。さらに取得価格の要件につきましても資本金の規模に応じまして500万円以上まで引下げをされておるということでございます。なお、税条例の改正につきましては、この議会で議案第77号のほうで改正をお願いしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 説明ありがとうございます。今の説明をお聞きしますと、かなり今までの自立促進法に比べますと、いろんな部分で拡充をされてきたという思いであります。また、昨日の17番議員の質問にもありましたように、これが全国的に差引きでは、若干その指定地域が増えおると、そう思うと事業としては拡充されて、そして地域としては増えたと。そうしますと心配するのは財源ですね、この財源がいかほどであるかという、その部分に関しましては、市内におきましても昨日の話に戻りましたけれども、今までは明宝地域とそして和良地域が指定をされておりました。

たが、新たに八幡町と美並町が指定を受けたと。そうすると、この市内だけでも事業が格段に増えるわけですね、それが国の財源不足によって採択されんようなケースがあった場合は、どう処置をしていったほうがいいのかということでお伺いしたいと思いますよろしくお願いします。

○副議長（森藤文男） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） お答えさせていただきます。

まず、現況についてでございますけれども、計画期間が平成28年度から令和2年度の過疎地域自立促進計画に基づきます過疎対策事業債、これの同意額につきましては、全て市の要望どおり同意を得ている状況でございます。同意額につきましては平均で2億7,000万円ほどということになってございますが、高速情報通信基盤整備ですね、光化を行ったときですが、これは令和元年度になります、道路改良事業を含めまして約3億2,000万円、これの同意を得ている状況もでございます。

今後の同意額につきましては、全国の過疎地域の市町村数、それから新過疎法による過疎地域持続的発展計画に基づく要望が、これは前年に毎年調査はありますけれども、これによって地方債計画ができますが、その計画の状況によりまして不確定な部分も十分ありますが、市の財政中期試算で発行を計画している地方債の範囲内で充当可能な事業につきましては、過疎対策事業債を財源として予算措置を進めたいというふうに思っております。過疎対策事業債で要望した事業につきまして仮に同意が求められなかった場合、議員おっしゃったことですが、令和6年度までにつきましては辺地総合整備計画と重複する事業ですね、こういうものについては辺地対策債と過疎対策事業債どちらか一方を充当することが可能でありますので、辺地対策事業債に充当替えをするということもできると思いますし、令和7年度からは、その事業内容によりまして他の地方債の活用も考慮しながら財源確保に努めていきたいというふうに考えてございます。いずれにしましても、一般財源の確保が非常に厳しい中、事業計画を実現するためには過疎対策事業債の所要額の確保、これが必要となりますので、引き続き、国のほうに対して要望を行いながら財源確保に努めたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

（14番議員挙手）

○副議長（森藤文男） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。この過疎法ですが、今の日置美晴市長公室長とともに東京で頭に鉢巻きを巻いてシュプレヒコールを行った思いがありますが、こうして継続された新過疎法ではありますけれども、いろいろと税制面や事業面で拡充された部分、これは今ちょうど郡上というのは過疎指定されたところは全部南部なんですよ、これは拡充された部分で南部に、てこ入れを何とかしてもらえないかなという思いであるんですけども、また、過疎に関しては、地域によっては基金を積み立てておる地域がありますね。今回は、そういう面では通告しておりませんので、またほかの機会があったらその部分も質問できたらやっていきたいと思いますが、いずれ

にしましても、ここで大きく過疎の法律が変わったと、そして、また過疎に対する、今までは国が援助して、そこから早う独立せえよと、過疎から抜け出せよというような思いがあったと思いますが、今回は、これ以上人口を減らすなという思いであると思いますが、そういう中で、また新たに郡上の人口が、過疎が止まりますようお願いながら、またお願いをしながら今回は質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（森藤文男） 以上で、兼山悌孝議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分です。よろしくお願いいたします。

（午前10時57分）

○副議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 本 田 教 治 議 員

○副議長（森藤文男） 1番 本田教治議員の質問を許可いたします。

1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） ただいまより始めます。議長より許可を得ましたので通告に従い一般質問させていただきます。

今回、2つの質問をさせていただくわけですが、私2つ質問というのは経験がなく、時間の配分がうまくできませんので、早く終わるか遅くなるか、皆さん御協力よろしくお願いいたします。

1つ目、AEDの設置状況について。2つ目に、郡上市企業誘致について質問いたします。

では、1つ目のAEDについてお聞きします。

私、昨年議員となり、初めての議会だより6月号、第64号にて議員全員の顔ぶれと題し、顔写真で紹介され、その中に「関心があることは」という、コメントも掲載されました。議員の皆様覚えていらっしゃるでしょうか。

（発言する者あり）

○1番（本田教治） はい。私は、その関心あることは「少数意見」と書きました。何事も多数決で決める、いわゆる民主主義でございますけれども、今は採択されなくても、とんでもない出来事の前兆であったり、あるいは多数の方の思い違いということもあります。少数意見でも心からの叫び、熱意や裏づけがなければ取り上げられることはありません。私はいつも神経をとがらせ、その声を聞き洩らさないよう、心掛けています。決して共産党とか自民党とかでなく、1人の人間でございます。よろしくお願いいたします。

今年、1人の若者が亡くなりました。私は声には出さなかったが、その命をかけた声を聞き逃しません。その方は、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックで、残念ながら緊急時に使用する注射器、エピペンがなかったのか御家族、地域の方の懸命な蘇生にも関わらず命を落とされました、ということ伺いました。御家族のことを思い、これよりの詳細な情報は遠慮させていただきたいと思います。

アナフィラキシーショックに関する一般質問をやろうと考え調べておりましたら、令和元年の6月一般質問にて、6番、三島議員が細かく質問されており、その議事録を拝見しましたら、教育長答弁にて教育現場の取組についての答弁があり、しっかり対応しているというふうに私も認識しました。教育長の答弁の中で、「学校を卒業し社会に出たときには、自分の身は自分で守る力、自己管理能力の育成も学校で育てなければならない大切な力である」というふうに発言されておりましたが、本当にかわいそうに、このような事故が起きて本当に残念で仕方ありません。

アナフィラキシーショックについての質問は、下げさせていただき、そのとき使用されましたAEDのことについて質問いたします。そのときの、その地域の方が、近くの集会所に設置してあるAEDの使用を試みましたが、バッテリーの寿命がきており作動しませんでした。亡くなられたのは、アナフィラキシーショックの呼吸困難で、AEDで助かったかどうか分かりません。その方の耳に聞こえる声としてではありませんけれども、命をかけたメッセージを深く受け止めます。

緊急時に使えないようなAEDなんてお飾りにしかありません。こんなことを二度と起こしてはなりません。どうか、市として市民の安心、安全を守る義務としてAEDの質問にお答えいただきますようお願いいたします。

1つ目、AEDの申込み方法と購入はどのような体制になっているのでしょうか。調べましたら、2020年7月の郡上市の報告によりますと、市内64か所あるそうです。申込窓口はどこなのでしょうか。

1基20万円以上と高額品です。補助は行っているのでしょうか。予算、決算書を見てもAED関する費用のところは出てきてないような気がします。補助は行われていないように思われます。

機種はフィリップス51基、メドトロニック1基、日本光電7基、ゾール1基、パラメディック1基、オムロン1基と6社ようです。特にバッテリーの寿命や故障が目立つ機種とかはこの中にあるのでしょうか。メーカーを選ばれた基準など分かれば教えてほしい。

申込窓口で補助を行っているのか、メーカーを選ばれた基準、以上この3点のお答えをよろしくようお願いいたします。

○副議長（森藤文男） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

AEDの市内における設置状況につきましては、令和2年7月に市消防本部がまとめた一覧表によりますと、市内で157か所に設置されており、そのうち24時間使用可能な箇所が64か所、施設の就業開会時間のみ使用可能な箇所が93か所となっております。また、市などの公的な施設が75か所、その他の民間等の施設が82か所となっております。地域別の内訳でいきますと八幡町で53か所、大和町17か所、白鳥町32か所、高鷲町21か所、美並町16か所、明宝12か所、和良町6か所となっております。

なお、小中学校及び保育園などにつきましては、全て設置がされております。また白鳥町のふれあい創造館に設置しているAEDにつきましては、平成27年度に日本赤十字社岐阜県支部より配布されたものを設置しております。

市内における詳細な設置個所につきましては、市のホームページにおきまして、一覧表や地図により確認することができます。

自治会などがAEDを購入する場合の相談窓口としましては、自主防災組織の活動に対する市補助金を所管しております、総務課へ相談していただければと思います。総務課では、郡上市自主防災組織活動補助金交付要綱により、自主防災組織が購入する防災資機材に対しまして、補助金を交付することとしております。AEDにつきましては、この防災資機材の、市長が特に必要と認める用品に該当し、補助金の交付基準は、防災資機材の購入費に2分の1を乗じて得た額としております。ただし、同一年度内に一自主防災組織が利用できる補助金額は、自主防災組織の構成世帯数に応じて200世帯以下が10万円、201世帯以上500世帯以下が15万円、501世帯以上が20万円を限度額としております。

補助金の利用実績でございますが、平成29年度に高鷲町で1基、平成30年度に大和町で1基の利用がございました。自主防災組織の皆様にはぜひ活用していただけるかと考えております。

市以外の補助金につきましては、財団法人自治総合センターが実施しております宝くじ助成金の事業の一つであるコミュニティ助成事業の自主防災組織育成助成事業助成金において、AEDの購入が助成対象となっております。助成金は1件につき30万円から200万円までの金額で10万円単位というふうにされております。

そのほかでは、スポーツ振興関係で独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興基金助成金、労働関係で財団法人中小企業災害補償共済福祉財団がAED設置の補助金を交付する取組をしております。

市内に設置されているAEDの機種につきましては、現在5つのメーカーの機種が確認できますが、市としましては、特にどのメーカーの機種を優先的に設置するような基準は設けておりません。特に自主防災組織が購入するような場合は、自主防災組織におかれまして、性能や価格を考慮して選定して購入いただきたいと思いますと考えております。

市が購入する際は、AEDを設置する施設を管理する担当課が、保証期間、耐用期間の年数、また、日本版救急蘇生ガイドライン対応などの仕様や価格を設定して購入しております。なお、各メーカーにおける不具合や保証などの情報は、特に報告を受けておりませんのでよろしくお願い致します。

(1 番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 1 番 本田教治議員。

○1 番（本田教治） 御答弁ありがとうございます。

そうですね、勉強不足で補助していただいているということで安心いたしました。ありがとうございます。

では2つ目の、続いて設置後のメンテナンスはどうなっているのか。機種によって異なると思いますが、調べましたら耐用年数が4年から8年と様々であります。例えばこの本庁が平成18年3月に設置というふうにあります。交換とかメンテナンスは行っているのでしょうか。ほかの施設でもリースやレンタルであればメンテナンスが行われていくと思うんですけども、ほとんどの箇所は購入品であるように思われます。設置場所があまり人の往来がない集会所などは、メンテナンスの対応はできているのでしょうか。

また、耐用年数が7年とすると平成27年、2015年より前に購入したAEDは、耐用年数が過ぎていくことになります。学校において調べますと、なぜだか、小川小学校、大和第一、大和北、大和南小学校以外の小中学校は設置時期が不明となっております。ほかの分かっている学校や施設もほとんどの物は7年以上経過している、そういう状況だと思います。

さきにお話ししたように、緊急時にバッテリー不具合で使用できなかった、そんな事故も実際あり、市が設置箇所を把握している中で、公共施設のメンテナンスについては、どうなっているのか伺いたい。よろしくお願い致します。

○副議長（森藤文男） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 市が管理する施設に設置しておりますAEDの管理につきましては、その施設の備品となるため、その施設を管理している部署が維持管理をしております。御質問にありました市役所本庁舎の1階に設置されているAEDにつきましては、庁舎を管理している契約管財課が、小中学校であれば学校教育課、保育園であれば児童家庭課というように、その施設を管理している担当課が管理をしておるところでございます。

なお、定期点検や状況の確認につきましては、設置されている施設の職員が確認をしております。市が管理する施設のAEDの導入につきましては、購入、寄贈、リースという方法がございます。購入、寄贈により導入されたものにつきましては、施設を管理する担当課において管理し、耐用年数や消耗品など使用期限が経過し使用ができなくなる場合は、担当課で更新するという事になっ

ております。

リースの物につきましては、使用期限を迎える前に、リース会社から事前の通知が届くことになっておりまして、リースの再契約をするというふうになります。また、普段から利用頻度が少ない施設においても、管理する担当課がAEDの継続設置の必要性を検討した上で責任を持って、維持管理、更新をしております。

平成21年度に厚生労働省局長通知によりまして、AEDの適切な管理等の実施について、というものが発出されております。設置者等による日常点検、消耗品の管理について求められております。その内容は、点検担当者の配置、日常点検などの実施、表示ラベルによる消耗品の管理、交換の対応など、AEDの適正な維持管理となっております。市が管理しておりますAEDにつきましては、人命に関わる重要な機器となりますので、いざというときに使用ができるよう再度適正な維持管理に努めてまいります。また、民間などで設置していただいている物につきましても、定期点検や消耗品の更新、耐用期間の確認など適正に維持管理していただけるよう、周知啓発に取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(1 番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 本田教治議員。

○1 番（本田教治） ありがとうございます。

メンテナンス、呼びかけ、声かけ等、そういったことも、市はやっている、今、そのような状況ですけども、では、なぜこのようなことが起きてしまったのか。となると、やっぱり、もう少し深く皆さんに指導していただくような、こういった事例があった以上、先ほど言ったように、もう二度とはそういうことは起きてはならん、そう思っております。どうかそういうことを踏まえながら、今後の指導をよろしくお願ひしたい、そういうふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、企業誘致について質問させていただきます。

郡上市において、人口減少抑制策の市内就職率を今後も上げるために、企業誘致はとても重要だ、そういうふうに思っております。

この質問は、15日の一般質問にて17番 清水議員において詳細に質問されており、私は郡上市が企業誘致を行っている流れ、体制、そういったものを伺いたいと思います。その答弁の資料が、今後の私たちの考える資料とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。執行部、市長におかれましては、重複される答弁になるかもしれませんがよろしくお願ひいたします。

では1つ、流れを教えてください。2つ目、市外からの企業誘致はどのような方法で行われているのか。3つ目に企業誘致担当の専門職員、そういった者はいるのでしょうか。以上、3つまとめてよろしくお願ひいたします。

○副議長（森藤文男） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをさせていただきます。

まず、企業誘致の流れと、市外からの企業誘致の方法についてでございますが、主に企業からの問合せにつきましては、担当部署であります商工観光部商工課のほうで対応をしております。また、県の商工労働部の中には、企業誘致課が組織されておまして、全国から岐阜県に立地希望する企業への対応と、その企業の登録、そして企業が希望する条件について各市町村へ紹介を行っております。

その後、企業が要望する条件に合った工場等を設置するための適地が見つかった場合には、次の段階として地元住民への説明や、県及び市などの支援制度、そして法的な手続などを行うこととなります。

なお、市では美並町の大矢元地域に工業団地候補がございます。この候補地につきましては、全地権者からの同意を既に得ておるといところでございまして、県の企業誘致課と協力して企業誘致を現在進めているところでございます。

次に、企業誘致担当の職員についてでございますが、今ほど申し上げましたとおり、県のほうでは企業誘致課が組織されておまして、企業誘致、そして工業団地開発の推進、立地支援などの係で構成されておまして、専門職員14人が配置をされております。郡上市におきましても、いわゆる商工課のほうで職員が企業誘致担当として配置はしておりますが、昨年までは、白鳥町の大島工業団地事業のために、さらに専門職員1名を雇用し携わっていただきました。このことは、大規模な工業団地の整備を実施する場合には、専門的知識等が欠かせないためでありまして、今後も新たに大規模な整備を行う場合には、専門的知識を有する方の協力が必要になるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（1番議員挙手）

○副議長（森藤文男） 1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） 御答弁ありがとうございます。そういうことなんですね。

私、企業誘致の専門職員というのは、どの会社も、企業、会社を経営するに当たって、営業部署であったり、資機材を管理する者であったり、そういった細かく専門についてという状況があります。この市内の職員を見とりますと、本当にこの今回の一般質問、あるいはこういった執行部の方々を見とっててもそうですし、職員見とっててもそうですけども、本当にプロフェッショナル集団で、本当にすばらしい、企業でいえば、もう大企業だなというふうに、私思っています。そんな中で、専門に朝から晩まで365日、今言った企業誘致をやるぞと、そういった方が1人おれば本当に経営する会社ではありませんけど、また1歩前に進めるようなそんなような気がいたします。

そういったことを含めまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

市長にお尋ねしたいのですが、企業誘致は、今、私が言ったように、ビジネスと同じような、そ

ういうふうに思っております。企業は年度当初に目標値を上げて、それを達成するために、社長の決意の下、役員一同、一致団結してこの厳しい世の中生き残りをかけて邁進しとる、そういったことが企業の在り方でございます。

この市におきましては、今年は、1企業は必ず誘致するぞとか、そういった攻めの営業、そういったものはされているのでしょうか。ただいま、商工観光部長のお話でありますと、県を通し、向こうから訪ねて来て見えた条件のある方、そういった方々のお話をされましたけども、こちらからどんどんそういったほうへ進みながら、ウェルカムをアピールしながら、そういったふうな営業はされてないのか。そして、目標があれば教えてほしい、そういうふうに思います。

もう一つは、さすがのプロフェッショナル集団でもありますけども、一つ企業を、この郡上市に気に入っていただきながら来ていただくことは、これは大変な労力と運もなければできない、そのようなことだと思います。なかなかたやすいことではないと思いますけども、市長、そうやって見とりまして、問題点とか課題があれば教えてほしいです。よろしく願いいたします。

○副議長（森藤文男） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

この間、清水議員のほうからも、この企業誘致、工業団地の造成等についての御質問を頂いたわけですが、私ども郡上市としては、製造業の工業団地だけには限りませんが、郡上市で働く場所を確保するということが、非常に大切なことだというふうに思っておりまして、その一つの手段が工業団地造成による企業の誘致、定着、そういったことだろうというふうに思っております。

そうしたこれまでの取組、本当に昨年度の年度末までかかったんですけども、白鳥の大島工業団地、この造成と、そして企業への引渡し、それに全力を挙げておりました。本当にいろんな調整事項がございまして、先ほど部長のほうから申しあげました工業団地担当の参与が非常に苦労してくれました。地元との調整であるとか、工事途中で思わぬいろんな事態が発生をして、そうしたものを、一つ一つ解決をするというようなことで、大変な労力をかけて完成に至ったということでございます。

大島の工業団地は、最初から白鳥町に今もある企業の、いわば将来に向けての拡張といいますか、要するに製造の基盤の拡充と、そして、併せて雇用の増大ということを目指して、最初からこの工業用地を造るということについて、それを引き取っていただいて、新たな工場を建設していただくということについての企業が決まった工業用地造成でございました。いわばオーダーメイドによる工業用地造成ということございまして、一般に企業誘致のための工業団地造成というのは、こうしたオーダーメイドによるか、あるいは、何とかどういう企業が来ていただいても結構ですということで、もちろん条件に合えばということですけども、そういうことで、いわば先行的に工業

用地をレディーメイドで造成をして、そして、ただいま本田議員がおっしゃったように、そのいわば誘致企業の、いわばセールスに回るといいますか、そういうやり方もあるということだろうというふうに思います。

私ども、清水議員にも申し上げましたが、今、郡上市としては、美並町の大矢元の工業団地を何としても現実のものとして、造成をして、そして、それに合う企業を誘致したいと。そのことをまず第一の課題としてこれから取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして、もちろん清水議員にもお答えをいたしました。この美並町の工業用地だけでなく、その他いろいろと将来にわたって、さらに、次のものも考えていかなければいけないということで、考えているところでございます。

そして、また郡上市における企業の誘致は、こういう形で公的に用地を造成した上で、立地をしていただくというもののほかに、企業独自にここをどうだろうというような形で立地をしたいがと、その代わり地元との調整とか、いろんなことについて、骨を折ってほしいというような話が舞い込むこともございます。そういうことも、的確に捉えて、その立地を実現していく必要があるかというふうに思っております。

これまでも、しばしば、例えば郡上市が、水が非常によろしいですから、例えば水のそうしたものを、飲料水とかそういうものを製造する企業が立地をしたいというようなお話もございまして、そうしたものも、いろんな条件を探っているというようなことでもございました。そういう様々な取組をしながら、この企業誘致を実現させていきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、企業誘致はなかなか何ていいますか、言わば早く、こうさっとできるというようなものではなくて、いろんな点を調整しながら取り組んでいくという意味では、時間がかかる問題でございます。したがって、時間がかかるがゆえに、確かにおっしゃるように一つだけでなく、次のやつも、次のやつもという形で取り組む必要もあるということも十分考えております。

一般的に、これは、本田議員さんも企業やっておられますので釈迦に説法のような形になるかもしれませんが、企業の立地ということについては、様々な条件が、それぞれの企業によって違います。例えば水を非常に多消費型というような形で要するもの、あるいは電力、かなりの電力を要するものであるとか、それから特に配慮しなければならないのは、いろんな原材料の搬入、あるいは製品の搬出といったようなことで、交通条件がどうかというようなこともございます。それから、単に立地企業のそういう条件だけでなく、そうした製造業については、いろんな音が出るとか、それから臭いがあるとか、あるいはその他、様々な環境要因というものが周辺の市民の皆さんに受け入れていただけるかどうかという、そうした点もしっかり丁寧にやっていく必要があるということでもございます。

それからもう一つ、郡上市の実際に工業用地を造っていかうとしますと、様々な法規制がござい

ます。特に郡上市の場合、今まで、例えば大島の工業団地もそうだったんですけども、農業用地を工業用地に転換をしていかなければいけないというようなことで、農地法上の縛りがあって、かなりの規模の農地を、そこが、例えば農業地域振興法の農用地にかかっているというような場合は、その農用地区域の除外をすると、これも、かなりいわばハードルの高い仕事でございまして、そうしたことも取り組んでいかなければいけないというようなことがございます。そういう様々な、やはりいろんな点をクリアしながら造成をし、そして実際の企業誘致にこぎ着けていくということになろうかと思えます。

企業誘致をするためには、専門の職員、あるいは市長も先頭に立って、どんどん企業訪問もして飛び回れと、いうお気持ちでもあろうかと思えますけれども、実際には、そういう様々な条件を整えながら、あるいは調整をしながら、そしてそういうことができる状態になれば当然、例えばいろんな企業に、単に県の企業立地課だけに頼っているということだけでなく、飛び回らなければならぬということもあると思えますし、その場合には、トップセールスということもやっていきたいというふうには思っております。

いずれにいたしましても、そういう強い意志を持って、その誘致に取り組まなければいけないということは、重々承知をいたしております。したがって、今、当面の目標はくどうようですが、美並の工業用地を何とか実現をしたいというふうに思っております。これも、先ほど部長が申し上げましたように、地元の皆さんは了解をしておっていただいておりますが、先ほど申し上げましたような法的な制限であるとか、いろんなことをクリアしながら、そこが法的な、例えば農振法上の農用地区域の除外をするということになりますと、片一方、そのそれを所管している県等の部局からすると、じゃあ具体の企業は決まっているのかというようなことを問われることもあるんですけども、具体の企業を決めていくためには、条件を整備しなきゃいかんということで、鶏と卵のような議論にもなったりして、なかなか難儀をいたしておりますけれども、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

いずれにしろ、大変大事な課題でありますので、今後とも商工観光部の商工課の担当職員、あるいは部長共々しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

(1 番議員挙手)

○副議長（森藤文男） 本田教治議員。

○1 番（本田教治） 市長ありがとうございます。

この前の清水議員の答弁の中で、平成26年に工業団地調査を行ったと、そういうふうに伺いました。9か所ある候補から4か所に絞られたんかな、4か所あるんじゃないかということで、その中に八幡町内にもそういった箇所が含まれているんだろうかということが気になりましたけども、やっぱり利害関係も発生するような事業でございまして、公表できないところもあったりとか、

軽々しく発言できないということがある。また、具体的な方向がもし決まりましたら、ぜひよろしくお願ひしたい、八幡町内にも企業誘致を何とかして入れていただくような、そういうふうなお願ひであります。ありがとうございます。

ただいまの発言のように、市長におかれましては、企業誘致に限らず、今後も住民のほんの少しの不安も取り除き、気づけば、名実ともに日本一住みやすい郡上市になるよう、ますます、市長まだお元気ですので、御尽力いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

私たち議員も市民のために積極的な政策提言を通して、日本一住みやすい郡上市を目指して、頑張っまいますのでよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。これにて、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（森藤文男） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定しております。

(午前11時46分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 田 中 やすひさ 議員

○議長（山川直保） 11番 田中やすひさ議員の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は人口減少について、市長に質問させていただきます。

よろしくお願ひをいたします。

国勢調査の速報値で市内の人口が4万人を切りました。また、今議会でもたびたび話題になってますけども郡上市の旧町村、7つのうちに4つの地域が過疎指定をされました。

新たなフェーズに入った感じがいたします。このタイミングでこの人口減少について市長の御見解をお聞きすることは、非常に意義があるだろうというふうに思っておりますし、また、未来への責任を果たすためにも質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私はこの問題は大切なことは、1つは人口減少の中身を見ること、また、減少のスピードを抑える施策を行うことで加速度的な減少を抑えていくこと、その上で人口減少を前提とした施策を行うことが大切であると思っています。

一言でいえば、人口減少社会をどうデザインしていくかが求められているというふうに思ってい

ます。

今回は詳細な答弁を求めるということではなくて、今後の方向性、市長の思いをお聞かせ願えればというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

改めて人口減少の中身を見ると、最新のデータではまだ詳細が分かりませんが、過去のデータによれば、若い女性の人口減は予想よりも速い速度で進んでいること、2035年に高齢者人口が生産年齢人口を上回る地域が市内の多くの地域で予測されることは考慮せざるを得ない点だというふうに思っています。

私の手元にあるデータでは、八幡は市街地、川合地区、相生地区、口明方地区、西和良地区の分類の中で、65歳以上人口が生産年齢人口を上回るのは、市街地と西和良、白鳥は白鳥地区、牛道地区、北濃地区、石徹白地区の分類の中で牛道地区が、大和、美並、高鷲、明宝、和良では美並、明宝、和良地域がそれぞれ2035年には高齢者人口が生産年齢人口を上回ることとなります。

ここから導き出されることは、幾つかあると思います。

例えば、さきの議会で質問いたしました健康寿命の延伸の問題や、高齢化がここまで進むと独り暮らしの高齢世帯が増加するという課題。また一方で、市内人口だけで物事を考えずに関係人口の構築と、その力を市内部に取り込む施策の重要性が相対的に増すだろうということとか、そもそも人口がスクロール化している本市の都市構造の問題をどうしていくかといった、より根本的な視点も浮かび上がるかとは思っています。

考えられる視点は様々ですが、今日はまずは3つの視点から質問をし、その後、市長のお考えをお聞きしたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

まずは3つの視点ですが、1つ目は市全体の人口と地域の人口や自治会や学校区などの2階建て、3階建てで考えながら人口ピラミッドのマネジメントを行うという視点。

2つ目の視点が世代等に着目したマーケティングに基づいたきめ細かな社会増減対策を行うという視点。

3点目が地域の自治組織の在り方を考えていく、そういう視点が必要であろうというふうに思っています。

具体的には、①の2階建て、3階建てで人口ピラミッドのマネジメントを行うという視点からは、地域の人口の目標数値を共有するための地域ごとの人口ビジョンの作成と活用が有効であろうと考えますが、いかがでしょうか。

現在も一部活用されていますが、これに基づいて地域の今後住民が主体的に考えるデータの提示と、それに基づいた活動をするための活用が大切ではないかと思えます。

これを参考になるのは、市内では石徹白地域ではないかというふうに考えています。

石徹白の皆さん方と意見交換をした際に強く感じたことは、地域づくりの目標が極めて明確であ

ということを感じさせていただきました。全国的に見てみると、何人この地域に若い世代を呼び込めば、地域の維持発展ができていくという具体的な戦略を地域ごとに立てているのが、例えばA級グルメのまちおこしで有名な島根県の邑南町などがありますが、こういった視点について市長の御見解をまずはお伺いしたいと思います。

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

今、お話がございましたように、昨年行いました令和2年の国勢調査、まだ速報値しか出ておりませんが、速報値によりますとその5年前の平成27年の国勢調査で4万2,090人あった郡上市の人口が、昨年の国勢調査では3万9,003人と、これはまだ動く可能性があると思います。精査の結果、さらに少し減少することも考えられますけれども、いずれにしろこの5年間で、約3,000人余、率にして7.3%の減という、大変な減少ということになりました。

この減少は日本の人口そのものが、前回の国調と比べて80数万人減っていると、あるいは岐阜県の人口も5万人余減っているという、全体に人口減少の時代の中での一つの現象でありますけれども、その減少率を見ても、岐阜県内でも下呂市で9.36%、飛騨市で8.67%と、そして郡上市で7.33%というふうに、この、平成の合併で合併して市となった、この山間部の実質的なこの町村部、こうしたところの人口の減少が非常に数字としても表れてくると、厳しい状況であるということも私も認識をいたしております。

そういう中で、これからの地域づくりということを考えていかなければいけないわけですが、おっしゃったように、この郡上市の人口総数とか、あるいはもう少しブレークダウンしても旧7か町村の数字というようなものだけを見ては、本当の市民の地域課題とか、いろいろなものに的確に応えることができないものもあると、いうふうに私も思っております。

これからこの国勢調査は、さらにそういう数の確定とともに、年齢別、性別の人口、あるいは国勢調査はかなり細かく調査区を設けておりますので、そうした、もう少し地域的にもブレークダウンした形の数字が表れてくるだろうと思います。

それから、お話がございましたように、所帯の状況も、独り暮らしの高齢者がどれくらいいらっしゃるかとかですね、どんな暮らし方をしておられるかというような点がまたでてくるだろうというふうに思います。

したがって、そういう点をしっかり分析をして、そして、おっしゃったように地域っていうのは、全体と部分というものの無限連鎖のようなものですから、郡上市っていうところから見ると全体ですが、それはまた旧7か町村の部分から成り立っていると。しかし旧7か町村も、そのさらに下部構造としてはいろんな地区から成り立っていると、こういう構造を持っておりますから、しっかり、

そういう構造をしっかり着目しながら、これからの私たちの地域課題を解決する、あるいはデザインをしていくと、いうことは非常に大切なことだというふうに思います。

そういったことの、人と、それから例えば地域のありようというものをしっかり検討するっていう意味では、これまでも、今、例えば農政のほうでやっている人・農地プランなんていうのも1つの一定の区域の中でどれだけの年の農業の担い手がいるかっていうことから、じゃあその農地をどう守っていこうかというような分析です。同じようなことだと思いますし、それから、またこれからはさらに続けなければいけない小中学校の再編というようなことも子どもたちの数がそれぞれの地域ごとに、どういうふうに推移するかっていうことを、しっかり分析しながら地域のそうしたものの在り方を検討していかなければいけないということでもありますので、おっしゃるように、こうした、これから国勢調査もいろんな詳細の情報が出てくると思いますので、いわば全体として郡上市の姿を見てるってだけでなしに、そうした地域ごとにでき得ればできるだけそれぞれの、もちろん課題に即した地域の分け方ってことになると思いますけれども、そうした見方っていうのは非常に大切だと思っておりますし、私達もしっかり分析をしていきたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） ありがとうございます。漠然とした不安に対しては、なかなか対応ができないというふうに思います。それには明確な、やはり、目標という部分を共有していくことが非常に大切かな、というふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、④の視点からであります。社会増減に対するマーケティングに基づいた対策の必要性についてでございます。

有効求人倍率は基本的には1を超えて、この傾向は続いていくことが予想されるというふうに思います。コロナ前は市内でも1.8とか、そのような数字を記録していましたし、最近のデータを見ても1を超えているというふうに認識をしています。

既存の産業、企業さんは人手不足の課題がある一方で、働く側は、高学歴化や価値観の多様化により自分の力を生かせる仕事に就きたいというマッチングの課題があるというふうに思います。この一般質問の通告書を提出した後にも、複数の企業さんや団体さんから人手不足について御相談を受けている、そんな状況であります。

このマッチングを解消することは、難しいとは思いますが、その解消のためにはこういった分野で人材が不足しているから何とか解消したい、という雇対協の皆さんがたの施策や、一昨日や先ほどの同僚議員や先輩議員から御質問があった企業誘致といったプロダクトアウトの発想とともに、市内で働くことをそれぞれの志向の人たちに合わせた施策を行うというマーケティングに基づいたマーケットインの対策も同時に求められるんじゃないかというふうに思っています。

18歳で多くの方が市外に転出されるのは、大方の実態がそうですが、郡上市の大きな特徴として、20代後半から30代の若者の転入が消滅可能性地域と呼ばれる他の地域よりは多いというものがござります。これはまさに、これまでの施策と移住定住に取り組む市内の諸団体、また個々の企業の皆さんの御努力も大きいとは存じますが、18歳に向けた戦略や30代に向けた戦略など、これもマーケティングをした上でどういった施策が求められるかを検証していく必要があるかというふうに思います。その蓄積が人材不足に悩む既存企業に対しても、また今後の企業誘致の戦略にも基本となってくる蓄積になるのではないかというふうに思います。

市長の御見解を求めます。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 御指摘がありましたように、今、有効求人倍率が1を超えているということがあります、この1を超えているということは求職者側にとって売り手市場ということになるかと思えます。

企業はどんなに人が欲しくても、職を求めている側にとって、選択権が非常に選択が、力が強いと言いますかね、まあそういうことだろうと思えます。

これは、こうした雇用の場においても同じですし、先ほど私が申し上げましたように、日本の人口全体が減っていく中で地域に移住定住政策というのは一生懸命にやっているわけですけど、この選ばれる地域になる、選ばれる企業になるっていうことは、そういう、ただただプロダクトアウトというか、そういう形で打ち出していくってことじゃなしに、その求める人材や人が何を求めているんだらうかっていうことをしっかりマーケティングして、人の人材の確保をする、あるいは地域から言えば住んでもらう人を確保していくと、いうことになろうかというふうに思います。

先ほどもお話ありましたように、私ども郡上市の雇用促進協議会では、こういう「Good Job 郡上」とまあこういう毎年これを更新しているんですけども、この2021年版では103社の方々が、この会社が、「わが社はこういうことをやっている」というようなことでこれを若い方に、——これは成人式がある場合はこれを配ってるんですけども、あれでござります、発行をして、人材を求める側からアピールをしているわけですが、この中にも求める人材ってのがござります。しかし、この中には資格等を明示したものもありますし、元気で明るい方というような求め方をしているようなあれもありますけれども、いずれにしろ企業の側からとって、こういう人が欲しいよっていうことをアピールしてるとって面が強いことは事実です。

しかし今、働き方改革とか職も自分の自己実現ができる職を選ぶとか、それから、仕事だけでなしにワークライフバランスが取れるような企業であるか、地域であるか、地域の魅力は何かというようなことで様々な形で、若い方は職を求める、職と就職とあるいはどこに住むかという選択をするということだろうと思えます。したがって、そういう求める側から求職をされる側からの立場か

ら見た情報の入りやすさっていいですかね、そういうことも大いに研究をしていかなければいけないと、いうことだろうと思いますが、今、産業支援センターのほうで試みとして、来年の4月くらいから稼働をするということでもありますけれども、郡上市の、こういうワークスタイルというような形で「郡上Work Style」というようなホームページを設けて、この中には、したがって入り口そのものがそれぞれの学校で勉強したようなこと、IT系、技術系、クリエイティブ系、マーケティング系というような形で、何がしたいよという、そういう部門から、それに、そういう仕事がある企業はどこだというような入り方をしてもらおうような、こういう一つの情報の窓口もつくっていききたいというようなことを考えておると、いうことでございます。

したがって、本当にこれからの時代、選ばれる職場、企業、あるいは選ばれる、住んでもらえる地域ということはいろんな意味で、工夫をしていかなければならないというふうに思っております。

先ほどのお話の中でもありました、これからの地域の盛衰をある程度左右するものは、この若い人たち、例えば20歳から39歳までの若い人たち、特に女性がどの程度地域に居てくれるかということがその年その年の出生数を決めていくというような非常に大きな要素を持っております。そういう意味で、そうした人たちにも喜んで来てもらえるような、喜んで選ばれるような、そういった地域づくりという観点は非常に大切なことだというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） イメージといたしましては今、観光関係のDMO、——DMOによってマーケティングにも続いてどういう戦略を打って観光客の皆さん方に喜んでもらえるような地域、観光PRをしていくかとか、そういった戦略を商工観光部中心に、また、観光連盟の皆さん中心に行われているというふうに思いますが、そういったマーケティングの手法をこういった社会増減の取組についても取り入れていただきたいということと、あともう一つはやっぱり、今コロナの中で、いろんな中で一見、なかなか活気がないのかなあとかいろんなイベントができずに、なかなか元気がないかなという雰囲気の中でですけども、今その中で新たな動きっていうか、企業の皆さん方が、また新たな、この人材不足に対して新たなスキームを皆で協働してつくっていきこうというような動きが見られたり、また、観光に関しても新たな郡上市の取組をしていきこうっていういろんな動きが今出ている段階ですので、また商工観光部長中心になりまして、そういった動きをフォローしながら、郡上市の新たなスタートとなるような動きにしていきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

続きまして、3つ目の視点でございます。3つ目の視点、地域の自治組織の在り方についてどう考えていくかということでございます。

様々な地域の組織が現在は存在をしていますが、これは地域の担い手が潤沢に存在している右肩

上がりの人口増が前提となったものではないかというふうに思っています。

地域の組織の今後の在り方として、地域の組織を例えば、地域運営組織に一元化し、地域内の人手不足や住民負担を抑える取組が各地で起こっています。こういったことは、すぐにはできることではありませんし、行政のみでできることではないというふうに認識しておりますが、人口減少は前提となった場合にそれでもその地域の担い手を確保して持続可能な地域をつくっていくためには、今考えるべき課題ではないかというふうに思っています。

またこういった地域の運営組織が振興事務所と連携をして、最初に申し上げた人口ビジョンを活用しながら、さらには小さな拠点の運営を行っていく、また地区別の戦略を立てていくことが想定をされます。

市長のお考えをお聞かせ願えればと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 今、お話がありましたように、この地域で人が減っていくという中で、この地域を維持していくということは、一体どうしていったらいいかということは本当に工夫を要することだろうというふうに思っています。

しかし、地域と人ということを考えてときに、従来から人は一人何役もこなしてきていると、担ってきているということは事実だろうと思います。例えばある人は、子どもたちのスポーツ指導員であるし、消防団員でもあるし、あるいは公民館の役員もやるとか、あるいは福祉も担っているというようなことでありまして、問題はそういういろんな目的とか機能というものに応じて、様々な地域には組織がつけられてきておるといことだろうと思います。そして、その中でも伝統的であり、最もその一般的にカバーをしているものと言われるのが自治会と言われるものだろうと思います。そういう、様々な、いわば組織がこの地域にはあるわけですし、しかしそれがおっしゃるように、確かに目的とか機能によっては、これとこれは同じことをやってるね、というようなものもあるかもしれないし、様々だろうと思います。

そういう中で確かに今、全国的にもいろんな取組が考えられていて、従来の組織というものとは別個に、いわゆる、それを地域運営組織というような形で言ってるようですが、名前は様々でございますけれども、そういうようなものを設けて今まであったものを、中にはそういったものの幾つかの組織を一つにしたらどうかというようなこと、あるいは、そういう一種の調整組織というものを設けて、そうして従来の組織はほぼそのままにしながら、ただその連携とかあるいは、しっかりしていくとか、あるいは重複しているものについては、こっこのほうにお願いしますよというような形で、その、こういう人口が少なくなった時代においても、そうした組織が漏れなくいろんな活動が必要に応じてできるようにするという試みは全国でも行われております。

郡上においても、これは名前はいろいろですけども、従来のいわゆる自治会と言われるものと

は別に、地域協議会であるとか、例えば西和良地区なんかでは西和良村っていう名前の地域づくり団体があったり、先ほどの例に出された石徹白でも地域づくり協議会という形で皆が力を合わせて総合力を発揮しようとしておられます。そういう意味で、これからの地域づくりということを考えるときに、御指摘があったように、必ずしも今までの組織をそのまま守っていくということだけでない地域の運営のあり方がないだろうかと、いうことをしっかり考えて実行していくということは大切だろうと思います。

しかしその際、これは、市からこうなさいとかそういうものでもない、その地域において一番地域に合った方法を考えていこうじゃないかという取組をしっかりと行ってもらいたいと思いますし、私たちがそれは横で見てるだけということじゃなしに、できるだけそうしたものに対するサポートをしていくということは大切だろうというふうに思います。

とにかく、大変なこの人口的に見れば、何らかの変化をしていかなければならない時代だと思います。私がよく申し上げます「窮すれば通ず」という言葉がありますけれども、その窮すると通ずるの間にはもう一つ、「変ずる」という言葉が入っていて、窮すれば変ず、変わる、チェンジする、そして通ずるということでもありますから、そうした時代のいろんな要請に適応しながら変化をし、そして皆がやはり、その地域地域で幸せに生活していけるような仕組みというものをつくっていくということをこれからも市民の皆さんに、地域の皆さんにも取り組んでいてもらいたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（山川直保） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 先ほど市長が言われてましたように、地域の皆さんは今までも一人何役もこなされてきたというようなお話をされてました。私もこの話をしたことがあって、今、大谷選手がまさに一人二役というかピッチャーとバッターでやられてますけども、本当に特に我々の年代ではなくて先輩方の皆さんの年代というのは本当に一人何役もこなされてきて、本当にすごいなというようなことはすごく思っています。例えば18番議員さんなんかは、議員さんを長年やられながら自営業をやられて、また農業もおいしいお米を作り、また、山のほうもしっかりやられているということで、本当に一人何役も皆さん方はこなされながら地域づくりをこれまでなさってきたことは、多分我々も本当に見習わなくてはならないってことは思っていますが、やはりライフスタイルの変化とか、そもそも人口が少なくなっているということで、非常に今までどおりの状況をこれからも続けていけるかっていうと、非常に疑問があるということは事実だというふうに思います。

ただ、おっしゃっていただいたように、非常に難しいっていうか、行政だけでできる問題ではありませんが、行政だけでできる問題でないから行政は放っておくということではなくて、やはりその選択肢として、こういうようなやり方もあり得るっていうことをやはり行政が示していくって

うことは、非常に大事なかなというふうに思っていますし、また、すぐ来年、再来年やれるようなことではないというふうには当然思っていますので、人口減少に対応した地域っていうのをどうやってつくっていくか、それでも持続可能な住み慣れた地域で暮らしていくためにはどうすれば、どういう仕組みならば我々は暮らしていけるのか、そういったことを今、まさに考える必要があるというふうに思っていますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

最後になりますが、今3つの視点ということで私の人口減少に対する視点について述べさせていただきました。市長の視点についてお伺いをしたいというふうに思います。

市長は、今後の人口減少への対応についてどのような視点が大切であると思っておられるか、基本的な方向性をお聞かせ願えればというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） この、人口減少という問題は本当に自治体にとっては重い課題だろうというふうに思っております。しかし、大事なことは、現に地域に生きている人たちが、その、幸せに暮らせるかどうかということであって、必ずしも数を追うという問題ではないと、いうふうに思っております。

したがって、この郡上市も人口ビジョンとか地方創生のビジョン等もいろいろ掲げておりますけれども、できるだけ市民の皆さんが幸せに暮らしていけるためには、どんな人口減少についても、おのずと望ましい変化の仕方というものはあると思っておりますので、あまり急激に、どさっと減ってしまったと、もう本当に高齢者だけが取り残されて生活に困ってしまうというようなことはないようにしなければいけないというふうに思います。したがって、基本的な認識は日本全体が、これどんなに人口政策をやっても、ここ50年やそこらは人口減少は変わらない状態であります。もう、大きな将来を決定する要因は日々つくられてきておりますので、そういう中で、できるだけ人口減少のスピードを抑制をしていくということですね、それが一つだと思います。それで、そのためにはさっき言いましたように特に大事なものは、若年層の、次の世代を産み育てていく世代というものを大切に、数もあまり減らないようにしていくためにはどうしていったらいいかっていうことを考えなければいけないということと、それからもう一つは一定の人口減少ということは受け入れながら、その高齢者や子どもや、もちろん生産年齢人口に相当する人たちもそうですけれども、どういうふうにしていったらこの郡上に住んでよかったと言えるような、そういった地域をつくっていけるかという、人口減少というものをある程度、もう、そのこれが何らかの形で、ばっとう人口が増加して、というようなことはあればもちろんそれを拒否するものではありませんけれども、一定の減少というのはこれは日本もそうですし、全体からすればそうです。地域的に見れば今回の国調でも岐阜県内で42市町村のうち若干の市・町については人口は増加してるところもございますけれども、全体的には減少するという時代を迎えているということを前提にした地域生活をどう営んでい

くかということが大事だろうというふうに思っております。

そうしてこの数の問題とともに、じゃあ地域に暮らしている人たちの人材育成というか、人間力、住民力、市民力をつくっていくという面、こうした面も非常に必要だろうと思います。今、人材育成のためのプロジェクトといいますか、いろんな様々な施策も検討をしておりますが、そうしたものを、しっかり、その施策を進めていかなければいけないと、いうふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、今起こっている人口減少は、せっかく郡上市の場合に高校生までかなりの人材を育成しながら世に送り出していて、なかなか帰って来てもらえない、というようなことからすると、非常に一面、何とかならんものかという思いをしておりますが、そういう人たちが、ずっと郡上に一步たりとも外に出ないようにしてくれという思いはないんですけども、外へ出て、また活躍する場としてふるさとを選んでもらえるようにと、あるいは、その他の地域で活躍しておられた、あるいは育てられた方が郡上市をIターンというような形で選んでもらえるような、今進めております移住定住、そしてまた、そういう住居は移されないけれども、これまでよく言われている関係人口とか交流人口とかって言われるような、いわば郡上市にとってはそれも人材と言えるような人たちの養成、確保していくと、そうしていろんなサポートもしてもらおうというようなことが大事だろうと、いうふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長(山川直保) 田中やすひさ議員。

○11番(田中やすひさ) 市長がおっしゃったように、人口減少に対する勝利というのは郡上市の、勝利——勝つですね。人口減少に対する勝利は、恐らく人口を4万8,000人という目標にすることではなくて、人口減少下にあっても市民の皆さんが幸福度が高い地域をどうやってつくっていくか、ということだというふうには思います。その中で、最初に申し上げましたけども、様々な、恐らくこの人口4万人を切って過疎地域が増えた中で新たに郡上市の人口減少の方向性というか、人口減少に対応するための方向性、まさに今お話ししたように、それでも市民が幸せに暮らし続けられるためにはどういった方向性を打ち出していかってことはまさに問われているというふうには私は思っています。

例えば先ほど申し上げましたように、都市構造の問題もありますよね。例えばその、今郡上市のもう一つの特徴として人口減少の特徴としては、旧市街地という部分に対して人口の減少が著しく激しくて、さらにはスプロール化しているところに人家が住まわれているという問題があると、それがもし、例えばこのままの状況で人口減少をしていった場合に、果たしてその地域ってのは、果たして郡上市全体としてどこに住んでみえる人もなかなか住みづらい地域になってしまうんじゃないかとか、いろんなこれから考えていくような問題が多いというふうに思っていますので、そういったことをぜひ考えていただきたいなというふうに思ってこの質問をさせていただきました。ぜ

ひ人口減少に対する日置ドクトリンを打ち出していただきまして、8つの方向性というようなことを市民の皆さんが、こういう方向性で郡上市は人口減少に対して対応していくんだなということが、分かりやすい方向性を出していただければ非常にありがたいかなというふうに思っていますので、日置ドクトリンを期待いたしまして、そしてその中に、私が申し上げた幾つかの視点も加わっていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、田中やすひさ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定いたします。

（午後 1時37分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

◇ 尾村忠雄議員

○議長（山川直保） 15番 尾村忠雄議員の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。山川議長さんより発言の許可をいただきました。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

いよいよ、一般質問も17番ということで、議長さんを除く17人全員が一般質問を終えることになりました。1番の方があれば、17番があるということで、私、17番ということで、もうしばらくの御辛抱、よろしく願いいたします。

本題に入る前に、コロナのことについて、少しお話ししたいと思います。本当に、市町村にとりましては、郡上市を代表しまして、先般、8月19日でしたか、コロナが郡上市でもひどくなってきたというようなことで、広報無線において、市民に心から発信をしていただきましたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

私、あれを聞いて、うちで一番初め、市長さんが市民の皆さんに呼びかけられた、そのお言葉の中に、心から、まさに市民を考えた言葉だったなみたいなことを思いました。

先般、決算議会において、市長さんが形成能力のお話をされました。私は、それを聞いたときに、ややもすると、温故知新のお話かなというようなことをちらっと思いましたけれども、その8月19日ですか、市長さんが市民の皆さんに訴えられた、その言葉が、まさに形成能力、やはり過去の歴史を学びながら、市の自治体に力をつけてやっていく、そういった気持ちで市民の皆さんに呼びかけられたんだなみたいなことを思いました。まだまだ、コロナも非常事態宣言中であります。皆さ

ん方も気をつけていただき、自己防衛をしながら、コロナにかからないように、よろしく願いをいたします。

さて、通告をしています石徹白自治会から要望があります、（仮称）石徹白トンネルの早期事業化について質問をいたします。

市長さんも、去年、石徹白自治会のほうから石徹白トンネルの要望書を頂きました。私も頂きましたけれども、この要望書について、紹介をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これまでに、国道156号線が当地域への唯一の生活道路であります。県道石徹白前谷線については、当局のお骨折りで局部改良や落石対策等を実施していただき、また、雨量規制による通行止め等、撤廃していただきましたことは、地域一同が大変感謝しているところであります。

しかし、急勾配で急カーブが連続する桧峠は、まだまだ危険な状態であり、特に、当区間の積雪時には渋滞や事故が多発しております。

石徹白の方々の生活に支障を来しているほか、こうした起因に対する救急車両等の到着の遅れは、高齢者が増加する本地域の住民にとって、大変大きな不安事項であります。また、近年多発する、不測の自然災害により、孤立集落となることが非常に懸念をされております。

そういったことで、例年、こういった要望書にて郡上市長さん、郡上土木事務所長さん、県議会議員様には強く要望をしましてまいりました。こうした状況を鑑み、石徹白地域住民の皆さんが安心、安全に生活するため、また、地域資源の活用による活性化を促進するために、（仮称）石徹白トンネルの早期事業化が実現できるよう、格別の御配慮を賜りますよう御要望申し上げます、という要望書であります。こうしたことを踏まえ、1点目、現在までの状況、また、今後の方向性についてお伺いをいたします。

○議長（山川直保） 尾村忠雄議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、ただいまの御質問につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、今ほどありましたように、この路線の状況と、これまでの活動につきまして、少し御説明をさせていただきたいと思っております。

この一般県道石徹白前谷線につきましては、皆様も御存じと思いますが、白鳥町の石徹白の上前川橋、ここを起点にしまして、桧峠を越えて、前谷地区の国道156へつながるといった路線でございます。延長につきましては、約12.9キロございますが、先ほどのお話の中にもありましたように、途中、特に、桧峠付近につきましては、縦断勾配が12%ほどと、非常に強いところでございますし、急カーブも連続をしておるというような路線ではございます。特に、冬期につきましては、路面状況が不良になるということで、事故あるいは交通渋滞を発生しているような状況でもございます。

先ほど、お話の中でも出ましたように、これまで県のほうで雪対策としまして、スノーセットの施工、これにつきましては、平成9年に実施していただいておりますし、ヘアピンカーブのところの雪崩の予防柵、こういった施工も平成30年に実施をしていただいたような状況でございます。これまでには、そのほかに、各種の防災工事を県で行っていただいておりますし、平成20年度には雨量による規制、この区間につきましても解除となったところでございます。

しかしながら、冬期につきましては、何度か交通事故等の発生もあるということで、記憶に新しいのは、この昨シーズンの冬ですけど、かなりの豪雪であったということと、時間的にも長期に降ったということで、一時的に通行が不可になったというような状況もございました。

それと、これまでこの路線に対しまして、地域の方々を含め、御要望を頂いているところでございますが、これにつきましては、合併以前の白鳥町時代からも、県に対しての御要望書を継続で行っていただいております。昨年度も、郡上土木、あるいは郡上市として土木のほうに御要望をさせていただいておりますし、地域の方々、自治会長さんを含め、市議会議員さんの方々の同席をいただきまして、土木事務所への要望の機会も設けております。

今年度におきましては、郡上市の要望としまして、9月には、9月の初めでございますが、土木事務所長さんのほうへ日置市長から直接御要望をさせていただき、その中にも、当路線の要望内容、記載をさせていただいております。

また、個別の要望の機会としましては、先ほども少しお話ありましたように、令和元年の11月には、石徹白自治会のほうからの土木事務所さんへの御要望、令和2年には自治会から郡上市長への御要望ということで、地域の方の熱い熱意はお伝えをいただいているところだというふうに思っています。

県におきましても、この県内の、市内のいろんな路線について事業を実施していただいておりますので、そういったところも、まずは現道の管理、こういったものの中で、交通の不便のないような形での維持工事等行っていただいておりますし、安全な交通の確保という観点で取り組んでいただいているとともに、今回のこの路線につきましても、将来に向けて重要な事案であるということで、県のほうも受け止めていただいているものと、我々も思っております。

今後につきましては、市としましてもこれまでと同様に、引き続き県のほうに御要望させていただきたいと思っておりますし、地域の方の熱い熱意もお伝えする場も設けていけたらというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。石徹白自治会から、こういった要望書が出ておるといことで、やはり郡上市が、地元はもちろんでございますけれども、市のほうで順次と申します

か、要望されておるといことで、その旨をまた自治会のほうへ伝えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、石徹白地域は白山信仰が盛んであった中世には、上り千人、下り千人と言われるほど、白山信仰の修験者の出入りで栄えた地域であります。また、独特な文化や伝統、民謡など貴重な民族文化が数多く生まれ、現在も残されております。

また、昭和33年10月15日、石徹白は福井県から越県合併をいたしました。そして、当時の岐阜県郡上郡白鳥町へ編入となりました。ここに石徹白越県合併史という本を私は持っております。この本を読みますと、合併ということがどんなにすごいものかなというようなことを私は思いました。これを読んでおると、賛成の人、反対の人あったと思いますけれども、それが一つになったということは素晴らしいことだなというようなことを思っております。

郡上市も平成の合併で、7か町村が合併しましたが、それに輪をかけると申しますか、越県をして、福井県から岐阜県のほうへ編入合併をしたというようなことで、石徹白地域の皆さん方の先輩の方々には、素晴らしいことだったなというようなことを思っております。合併して白鳥町議会へ向かうときも、やはり、石徹白から毎日通うことができない、そのためには白鳥に宿を取って泊まっておって議会に出られた、そういう議員さんの話も聞いたことがあります。そういったことで、ここに書いてあることは、岐阜へ行くことは春の花が咲き、空が明るくなる春の彼岸、福井へ残ることは雪の近い秋の彼岸、もう1点は、雪模様の日空を仰ぐと、北陸の空はどんどん暗く、岐阜は明るい、その線が石徹白の役場の上で分かれています。こういったことを今、思いますと、いろいろなことを克服して合併されたのだなというようなことを思いました。そういった意味において、石徹白地域の皆さん方は、本当に一生懸命、生きておられる、そういった力に感銘を受けておるところでございます。

また、平成19年には、地域づくり協議会、先ほどもお話に出ておりましたけれども、都市との交流、子育て支援、高齢者が安心・安全な生活ができる環境づくりを地域一帯になって取り組んでいくよう立ち上げました。それにつきましては、役所のほうからいただいた資料によりますと、例の移住者の件でありますけれども、移住者についても、この協議会のほうでやっておることです。平成20年から令和2年までの合計が、16世帯33人プラス12名の子どもが誕生し、子育て世代16世帯45名の人口増となりました。

そして、石徹白の人口も、順次、増えてきておりますけれども、現在は少し下降気味であります。順次、増えてきておるといことであります。また、石徹白小学校の児童の推移でありますけれども、平成20年、12人いた児童数でありますけれども、平成28年には4人になりまして、平成3年は10人、そして平成9年には17名になるということでもあります。そしてまた、市のほうから1名の地域おこし協力隊を派遣し、取り組んでおっていただいております。

それから、平成26年には、集落のほぼ全戸が参加する石徹白農業用水農業協同組合を設立し、平成28年6月1日には、石徹白番場清流発電所の通電式が行われました。

市長さん、覚えてみえるかどうか分かりませんが、私が、9年ぐらい前ですけれども、郡上市で一番高い銚子ヶ峰、ここの西側に上田湿原があるという質問をいたしました。これはたしか、国立公園の50周年記念のときだったと思うんですけれども、これはこれとして、そのときに、私、登山をしておる途中に、石徹白の先人の方々が石徹白発電所を造っておられた、そしてまた、取付道があったという話をさせていただきましたけれども、今回、この小水力発電所ができたことも、先人の人々の足跡も影響しておるのではないかなというようなことも思います。

また、NPO法人やすらぎの里いとしろが中心になって、この小水力発電を進めていただき、完成したと思っております。

こうして、石徹白地域のことをいろいろ申し上げましたけれども、まだまだ、いろんな事業を実行しながらやっておられます。

さて、年内にも郡上三大トンネルの一つであります、(仮称)めいほうトンネルが完成予定と聞いていますが、完成すれば市民の喜びは大なるものがあると思います。市民の安心・安全な生活、また、利便性による経済効果、また相乗効果による経済、社会などの分野で計り知れないものがあると思います。そういった意味において、石徹白自治会の悲願であります、(仮称)石徹白トンネルの早期事業化について、市長さんの御所見をお伺いいたします。

○議長(山川直保) 日置市長。

○市長(日置敏明) お答えをいたしたいと思いますが、今、お話がありましたように、郡上にはかねてから、トンネル事業としては、三大課題といえますか、そういうものがございました。小那比へ通ずる大峠を越えるための、できましたが羽佐古トンネル、そして、今回、小川地域へ通ずるめいほうトンネル、雪が降る前には開通をするということでございます。そうした2つの大きな事業が、これで完成をしていくということになると、これまで、三大トンネルの1つということで、地域の方にとっては、待ち望んでおられた、この石徹白トンネルというのを何とか早く実現をしたいという、そのお気持ちは痛いほど分かります。昨年も、先ほども話がありましたが、ちょうど1年ほど前ですけれども、令和2年9月10日に、尾村議員さんも同席でしたけれども、石徹白地域から、早く石徹白トンネルを造ってくれという、熱い要望書をいただいたところでございます。

先ほど、建設部長が申しあげましたように、郡上市としては、この石徹白トンネルというのは、非常に重要な課題だというふうに認識をしております。これを毎年度、要望事業の中に上げてきておりますが、また片一方で、この郡上市の道路事業も様々な道路、緊急を要するような道路というものがございまして、今、目下、岐阜県としては、郡上土木事務所の大きな道路上の課題としては、濃飛横断自動車道の、いわば和良八幡間というようなもの、この中にも、堀越峠を克服するた

めの、いわば道路事業というものがございます。これは、今、県のほうにおいても、私たちも要望しておりますが、何とか、国直轄代行でやっていただけないかということをお願いをしておりますので、ここについては、国の大きなお助け、支援も頂けるのではないかと思います、さらに堀越八幡間だけでなく、それをやっていくために、要は、これも大きなトンネル、たくさんのトンネルがあるんですが、そういうトンネルの、今度は、掘削残土ずりというようなものを活用した、和良地内の道路の構築というようなもの、あるいは、また、かねてからこれも課題になっておりますが、同じ256号ですが、那比地区の今の高畑温泉からタラガトンネル辺りのところまでの、非常に屈曲した道路の整備というようなものも大きな課題になっております。

こういう、県としては、郡上の道路課題に、有り余るほどの課題を抱えておられる中で、しかし、この石徹白トンネルもということで、私たちも声を上げていかなければいけないというふうに思っています。この2つのトンネルが、いわば今度のめいほうトンネルの開通で、めどを立ったわけですので、ここは何とか、これまで地元の皆さんも、本当に声を上げたくて我慢しておられたという面もあるということ、私もひしひしと感じております。この辺で、これまでの要望活動を少しというか、グレードアップして、やはり、県のほうへは、地元には、こういう強い要望があるんだということ申し上げていかなければならない時期に来たというふうには認識をいたしております。

先ほど、お話がありましたように、昭和33年の10月に、福井県から合併をしてきていただいた石徹白地区、これで63年が過ぎようとしています。そして、その合併は、先ほどもお話がありました、越県合併史を見ても、当時、数少ない、いろいろ議論が村民の皆さんの間でもあったし、岐阜県と福井県との両県にも争いがあったという中で、総理大臣裁定という、例のあまりない合併をしたという、大変な思いをして合併をして白鳥町へきていただいたと、こういう皆さんの思いは、やはり、深く、その思いに、こちらも思いを寄せながら、これからの地域づくりに取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

めいほうトンネルが開通をいたしますと、一つの石徹白トンネルにとっても、新しい局面を迎えたという思いは、私ももっておりますので、また、地元の皆様と郡上の要望、強い要望を県のほうへも伝えていきたいというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。いずれにしましても、このトンネルを目指すのであれば、壮大な計画だと私も思っております。（仮称）めいほうトンネルでありますけれども、畑佐工区を含めて、85億円とか聞いておりますけれども、何百億円かかる事業だと思っておりますので、郡上市を中心に、議会ももちろんでありますし、石徹白前谷地区の皆さん方も一つになって、連合会、また各種団体等、市民の意見を集約して御要望できればと思っておりますので、どうか、よろ

しくお願いいたします。

次に、インボイス制度についてお伺いいたします。この制度については、国税庁より、2023年10月より導入が予定されています。そして、登録申請が今年の10月1日より、申請の受付が開始するということでもあります。インボイス制度、実は複雑であり、私もまだまだ分かりにくいと思っておりますけれども、そういった中で、必要である企業にとっては、実務負担が大変になるのではないかなど懸念しているとか、また、免税事業者についても影響があるとのことでもあります。

インボイスとは、2種類の税率があるため、適用税率や税額の記載を義務づけた請求書が必要とのことでもあります。そういった中で、消費税は原則10%ですが、食品や定期購読の新聞については、8%の軽減税率が適用されています。こういったことへの処理方法はどうすればいいのか、また、1年間課税売上高が1,000万円未満の中小企業者、また、農家家族の皆さんは、消費税については原則免税となり、所得税で調整されていますが、こういった場合はどうすればいいかなどについて、部長さんにお伺いいたします。

○議長（山川直保） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久） 私のほうからは、まず、制度の概要と登録申請の手続についてお答えをさせていただきます。

消費税につきましては、消費に対して広く公平に負担を求める間接税ということでございます。消費税の課税対象は、事業者が対価を得て行う資産の譲渡や役務の提供となりますが、一般的に一番多い機会は、やっぱりものを買うときにかかる税金ということになるかと思いますが、この消費税につきましては、生産及び流通のそれぞれの段階で、商品や製品などが販売される都度、その販売価格に上乗せされてかかりますけれども、最終的に消費税を負担するのは消費者ということになります。消費税は、課税売上げに係る支払税額から課税仕入れ等に係る仕入税額、これを引いた金額を申告納税をすることになってございます。

令和元年10月1日から、実施されました消費税の増税におきまして、先ほど、議員もおっしゃいましたが、仕入税額控除の方式として、標準税率10%と飲食料品に対する軽減税率8%、これが導入されたことによりまして、納税の明確化を図るということを目的として、適格請求書——インボイスが導入をされます。それまで、請求書の記載事項に加えまして、請求書発行者の登録番号、それから適用税率、税率などの消費税額が記載された適格請求書というものが発行されるということになります。

現行では、全ての消費税課税事業者は、税率8%もしくは10%の仕分けをして、売上げに係る消費税の総額から、課税事業者、免税事業者に関わらず、仕入れに係る消費税額の総額を控除した金額を納税しますが、インボイス制度導入後につきましては、消費税課税事業者で適格請求書——インボイス、これの登録をした事業者から仕入れたものでないと仕入額控除が受けることができなく

なるということになります。

このことから、取引相手である事業者は、インボイスの登録をしておく必要が生じるということになりますし、また、これとは別に、年間の収入が1,000万円未満の、現消費税免税事業者の方が、インボイスの発行を行うためには、まず、消費税の課税事業者となりまして、消費税を申告することが必要で、さらに適格請求書の登録も必要になるということになります。

インボイス制度の導入によりまして、取引相手の事業者がインボイスに登録していない事業者、あるいは免税事業者である場合は、仕入額、仕入れに際して支払われた消費税分の控除が認められなくなるということになりますので、免税事業者との取引を避ける場合が想定をされます。取引相手が適格請求書を必要とする課税事業者であるかどうかを慎重に判断して登録するか、ということを検討する必要があるということになるわけでございます。

ちょっと、走って説明しましたが、ちょっとパネルを準備しましたので、そちらのほうでもう一度復習をしてみたいと思います。

皆様の元にパネルと同じ資料をお配りしておりますので、そちらのほうで、また確認をお願いしたいと思いますが、まず、適格請求書——インボイスというのがどういうものかといいますと、普通、今までの請求書に加えて、3つの事項を加えるということですが、一つ目は、ここの①になりますけれども、この登録番号というものが記入されるということになりますし、それから、もう一つは、ここに8%対象は4万円、10%対象の売上げは8万円と、こういうことを記載する、適用税率ごとの対価の額を記載する欄、それから、もう一つは、⑤になりますが、税率ごとに区分した税額を記載する欄が、これを記載する必要が出てくるというものでございます。

インボイス制度の導入後の消費税の課税についてなんですが、ちょっと、この図、本来ならここ一番左のところに生産者の欄があるはずなので、ちょっと省略してありますのでお願いします。

まず、この課税事業者との取引の場合ですが、ここの課税事業者①の人は、この事業者②から仕入れを行うわけですが、仮に売価100円のものとして仕入れるとしますと、消費税は10円ついてきますので、110円の仕入れを行うということになります。この事業者①の人は、この消費者に対して販売をするわけですが、売価を100円に50円、ちょっと乗っけてまして販売をされると仮定しますと、売価150円に消費税が15円ついて、165円でこの消費者に販売するということになります。ここの仕入れの矢印のところと、この販売の矢印のところに適格請求書——インボイスの必要性が発生してくるということになりますが、この事業者①の方は、消費税の納税額としては15円から、この10円、課税の仕入れの10円を引いた、残り5円を納税すればいいという形になりますし、利益のほうは、150円から100円引きますから、50円の利益が出てくるということになります。

これは、今の制度下においても同じことになりますし、ここは、今は免税事業者でも同じ計算の仕方ということになりますが、今度、インボイス制度が導入されますと、この免税事業者の方との

取引に関して、同じ例になりますが、ここでは、15円から10円が控除できて、この方は5円を納税すればよかったんですが、この事業者の方は、15円から控除するものがありません。控除できません。なので、15円を納税しなければならない。そして、利益のほうは150円から110円を引いた40円になりますので、10円損するというか、利益が下がるということになりますので、先ほど申しましたような、この免税事業者の方を取引しないと、それから税込100円で売ってくださいますか、そういうことがあるということでございます。

それで、インボイスの登録のほうなんです、令和3年10月1日から、令和5年3月31日までに行うということで、令和5年10月1日からの発行をすることができるということで、インボイス登録制度の登録は、マイナンバーカード、これを利用して、国税庁のホームページからもできますし、申請書に必要事項を記載してインボイス登録センターに郵送してもできますので、こういった形で登録をお願いしたいと思いますし、なお、インボイスの制度は、事業者対象となると思いますので、一般の消費者には、特に大きな影響はないというふうには思っております。

制度については、以上でございます。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、私からは、インボイス制度における市内中小企業の免税事業者への対応について、お答えをいたします。

市内の事業所は、約2,800事業所ありますが、消費税の免税事業者につきましては、申告が行われないため、正確な把握はできておりませんが、全国的な資料から、約6割の1,700事業所程度と推測をされます。

いわゆる免税事業者は、仕入れに係った消費税の控除がありませんが、消費税が還付となる事業者は、課税事業者になることで、消費税の還付を受けることができます。

インボイス制度が開始されても、免税事業者は、もともと、仕入れに係った消費税の控除ができませんので、仕入先が免税事業者であっても課税事業者であっても、直接的な影響はございません。その免税事業者への影響があるのは、今ほど、説明もありましたように、商品の販売時であります。免税事業者が販売先から消費税を請求しても問題はなく、消費税を納付する義務もありませんが、販売先が課税事業者の場合には、影響が生じてまいります。

このことで、今後、懸念されることは、課税事業者が消費税の仕入れ控除を受けるために、仕入先を課税事業者に変更するなど、取引先を失うケースが起り得るということでございます。また、取引先からは、課税事業者になるよう要請されたり、消費税分の値引きを求められるということも考えられます。

免税事業者は、取引先がなくなれば、事業自体には大きな影響が出ます。そのような懸念事項を回避するための方法といたしましては、課税事業者になることが最良ですが、消費税を納付するた

めの負担とか、経理の事務の負担というものが生じてまいります。したがって、インボイス制度につきましては、正しく理解し、慎重な検討が必要となりますので、商工会など、関係機関と連携を図りながら、周知の徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。このことについては、ケース・バイ・ケースもあるかと思ひます。今後、また、市民の皆さんからも問合せがあるかと思ひますので、また、その折には、丁寧に説明していただくことをよろしくお願ひしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうも、ありがとうございます。

○議長（山川直保） 以上で、尾村忠雄議員の質問を終了いたします。

◎議案第73号から議案第115号までについて（委員会付託）

○議長（山川直保） 日程3、議案第73号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから日程14、議案第115号 財産の取得及び処分についてまでの12議案を一括議題とします。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ、議案第73号から議案第115号までの質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第115号までの12議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託いたしました12議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月28日、午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第115号までの12議案については、9月28日、午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

（午後 2時31分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会副議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 田 中 義 久

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会副議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員